

労働条件

労働賃銀問題

物價騰貴の勢は歐州戦争以來益々甚だしく、今東京商業會議所の調査によれば大正三年七月と大正七年十月及大正八年六月との物價指數を比較せば實に左の如くなつて居る。

種類	大正二年七月		大正七年十月		較差	類貴率	大正八年六月	
	指數	類貴率	指數	類貴率			指數	類貴率
穀類	一〇一	一〇〇	一三六	一三三	三六	一三三	一三三	
同加工品	一〇一	一〇〇	一三六	一三三	三六	一三三	一三三	
動物性食料品	一〇一	一〇〇	一三六	一三三	三六	一三三	一三三	
衣服原料品	一〇一	一〇〇	一三六	一三三	三六	一三三	一三三	
金類	一〇一	一〇〇	一三六	一三三	三六	一三三	一三三	
燃料	一〇一	一〇〇	一三六	一三三	三六	一三三	一三三	
木材及板類	一〇一	一〇〇	一三六	一三三	三六	一三三	一三三	
雜品	一〇一	一〇〇	一三六	一三三	三六	一三三	一三三	
物價(平均)	一〇一	一〇〇	一三六	一三三	三六	一三三	一三三	
種平均	一〇一	一〇〇	一三六	一三三	三六	一三三	一三三	

然るに之に對して賃銀指數の増加は大正三年七月が一四一、大正七年十二月が二五七、其較差が一一六、類貴率は八二・二で、大正八年三月の指數が二四二で

ある。即ち物價の類貴率は拾二割餘であるのに賃銀の類貴率は八割二分である。それ故賃銀増加の要求は當然労働者の間に起らざるを得なくなつた。それ故本年七月に入つてから賃銀に關する労働爭議俄に關東地方に起り次で其餘波は關西、並九州に及び、七八兩月間に亘りて其數非常に多數に上り更に九月末川崎造船所の労働爭議に刺戟を得て又々賃銀に關する爭議各地に起り、拾月に入つては時間短縮の聲と共に賃銀増加を目的とする爭議次第に増加し、資本主側も労働者側の要求が必ずしも無理ならぬと覺りて職工側の要求を俟たずして賃銀益加を行ふたものも頗る多數に上つた。今労働者側の要求を待つて爭議の形式を経て賃銀増加を行ふた工場は労働爭議の部門に譲り、職工側の要求を俟たずして増給を行ふた工場、又は早晚職工側から此様な要求が出る形勢あるを察して之に先んじて増給斷行の舉に出でた工場を吾人の知り得た範圍に於て列舉せば左の如くである。

工場名	所在地	職工數	賃銀増加率	實施期日
東洋紡績	(三重)	三割	夜業四割	六月二十一日
福島紡績	(大阪)	男工廿五錢	女工廿錢	十月一日
九州電軌	(福岡)	六割	増加賄料無料	十月二十一日
尾崎石工組合	(兵庫)	二割		八月十二日
八幡製鐵所	(福岡)	三割五分	白米廉賣	八月初旬
名古屋洋服商組合	(愛知)	二割		七月十七日
旭硝子	(福岡)	上級三割、下級四割	家賃二圓補助	九月二十一日
阪神電車	(大阪)	六割	及米代補助	十月二十日
東京電氣	(神奈川)	六割		七月二十六日
黒崎電機	(大阪)	三割		九月一日
安治川鐵工所	(大阪)	一割八分		十月七日
播磨造船	(兵庫)	下級二割、上級一割		九月二十八日
住友伸銅所	(大阪)	本給五十五錢	増加二十錢米代補助	九月二十九日
同電線製造	(大阪)	同	同	同
同鑄鋼所	(大阪)	同	同	同
鳥羽造船	(三重)	壹圓五拾錢	以上三割、以下二割	十月五日
生野鑛山	(兵庫)	日給五錢	増家族一人二付四錢宛給與	十月一日
藤永田造船	(大阪)	二割		十月三日
大阪鐵工所	(大阪)	壹圓未滿六割	壹圓以上五割米代二十錢	十月一日
同因島工場	(廣島)	三割	本俸二線入、年二回利益分配	同
橋本造船	(兵庫)	從來の手當三割を本給に直し更に一割五分増加		十月四日
東京瓦斯電氣	(東京)	三割		十月一日
戸畑鑄物會社	(福岡)	五割		十月八日

労働條件

三菱造船所 (兵庫) | 從來の歩増八割を本給に繰入 | 十月一日

同 (長崎) | 從來の歩増六割を本給に繰入 | 十月一日

九州電燈鐵道 (福岡) | 本給二割増手當從前通り | 十一月廿一日

此外東京、大阪及京都の市電従業員はまた地方の生活狀況に應じて度々増給を行ひ、京都市では五割の増給の外勤績加俸の制度を發表し、東京市では昨年四月から六圓宛の手當を給して居たのであるが、本年四月に入りて之を拾一圓に増加し、更に八月上旬には之を改正して六割乃至拾割の増給と云ふ事に決定し初任者で月額四十圓以上とした。尙又大阪市では電車従業員募集廣告に本年七月頃は初任四十圓以上と云ふ條件を記入して居たが、本年拾月に到つては之を改めて初任五十圓以上と大書して街頭に掲げた、其他官立の工場でも官吏の増給と共に職工及其他労働者に増給の旨を發表し、労働者の生活安定を圖つて其動搖を防ぐに全力を盡した。官立工場の増給の一例として九州八幡製鐵所の増給割合を左に紹介する。

- ▲日給額二圓六十錢に加給七十八錢▲二圓五十錢に七十五錢▲二圓四十錢に七十一錢▲二圓三十錢に六十九錢▲二圓二十錢に六十六錢
- ▲二圓十錢に六十三錢▲二圓に六十錢▲一圓九十錢に五十七錢▲一

圓八十錢に五十四錢▲一圓七十錢に五十一錢▲一圓六十錢に四十八錢▲一圓五十錢に四十五錢▲一圓四十錢に四十二錢▲一圓三十錢に三十九錢▲一圓二十錢に三十六錢▲一圓十錢に三十三錢▲一圓に三十錢▲九十錢に二十七錢▲八十錢に二十四錢▲七十錢に二十一錢▲六十五錢に十九錢▲六十錢に十五錢▲五十五錢に十錢▲五十四錢(以下)五錢

今各地に於ける賃銀騰貴の状態を観る爲其平均賃銀を職業別に掲つて尋ねれば大凡左の如きものである。

●東京地方(東京商業會議所調査)

種別	戦前即 三年六月	七年 十二月	八年 六月	八年 九月	八年 六月	戦前に 騰貴率
陶器轆轤職	三六	三三	三三	三六	三三	三三
塗師職	二一	三三	三三	三三	三三	三三
袋物職	二一	三三	三三	三三	三三	三三
鎊師職	二一	三三	三三	三三	三三	三三
洋服裁方職	二一	三三	三三	三三	三三	三三
仕立縫方職	二一	三三	三三	三三	三三	三三
木挽職	二一	三三	三三	三三	三三	三三
大工職	二一	三三	三三	三三	三三	三三
瓦葺職	二一	三三	三三	三三	三三	三三
屋根職	二一	三三	三三	三三	三三	三三
煉瓦製造職	二一	三三	三三	三三	三三	三三
煉瓦積職	二一	三三	三三	三三	三三	三三
指物職	二一	三三	三三	三三	三三	三三
疊刺職	二一	三三	三三	三三	三三	三三
建具職	二一	三三	三三	三三	三三	三三
石工職	二一	三三	三三	三三	三三	三三

右表中の最高及最低に就て觀れば八年八月分では左の如くである。

種別	最高	普通	最低
植木職	一八	三三	一七
下駄職	三六	三三	二七
靴具職	三〇	三〇	二三
馬具職	三〇	三〇	二三
綿打職	一八	三〇	一八
活版植字職	三三	三〇	二四
版摺職	二〇	三三	二二
杜氏(酒造)	三九	三三	二二
漁夫	二八	二七	二六
下男	四〇	三〇	二〇
下女	三五	三〇	二〇
機織	二五	二〇	一〇
塗師(賄付)	二五	二〇	一〇
鎊師	三三	二〇	一〇
袋物	一八	一六	一四
和服仕立(月給賄付)	三三	三三	一九
洋服仕立裁方	三三	二五	一七
同縫方	一七	一五	一〇
木挽	二二	二〇	一八
大工(賄付)	一九	一八	一七
左官	二二	二〇	一八
瓦葺	二二	二〇	一八
屋根	二二	二〇	一八
指物師	二二	二〇	一八
經師	二二	二〇	一八

職	數	職	數
疊 (賄付)	1,100	活版植字	1,200
建具	2,000	日雇夫	1,800
石工	2,500	下男 (月給)	18,000
植木	2,500	下女 (月給)	10,000
			6,000
			1,200
			1,300
			10,000
			4,500

◎大阪地方工場労働者本年二月賃銀 (大阪商業會議所調査)

工業種別	工場數		日收手錢以下		同七十錢以下		同一圓以下		同一圓半錢以下		同一圓以下		同二圓以下		同二圓以上		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
製絲業	47	496	8,730	3,051	2,444	4,730	5,990	1,330	507	27	—	7	—	9,764	3,794	1,473	
製棉業	15	4	37	14	80	37	16	10	35	3	—	4	—	52	98	1,480	
燃糸業	9	7	41	23	45	17	23	21	7	4	—	—	—	48	1,311	1,609	
織物業	87	1,074	8,833	2,946	3,067	3,361	10,430	1,377	1,647	33	24	3	—	8,865	3,982	4,847	
染色整理	33	23	36	1,08	588	1,54	193	1,26	71	24	2	—	—	4,260	1,28	5,448	
其他加工業	39	470	1,600	73	2,680	687	80	558	13	19	1	—	—	2,629	5,36	7,988	
組物編物業	3	15	65	40	85	38	42	27	5	6	—	—	—	1,270	1,768	3,038	
染雜工業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
機械製造業	1,181	333	2,211	683	3,355	3,57	6,108	55	4,004	9	2,033	—	—	19,144	1,466	20,610	
船舶車輛製造業	1,64	361	51	1,018	31	6,146	4	4,339	4	1,319	—	—	—	13,663	90	13,753	
鑄物製造業	85	13	6	199	38	369	31	1,548	7	630	4	33	—	3,088	299	3,387	
金屬品製造業	1,933	1,331	83	2,433	92	4,196	352	5,199	46	3,357	4	1,733	—	218,239	2,78	221,027	
器具製造業	1,433	93	3,00	1,27	567	1,878	181	1,828	51	331	2	33	—	6,801	1,208	8,009	
窯業	87	2,36	1,23	2,47	1,26	3,64	46	2,78	17	780	4	359	—	3,294	3,016	6,310	

労働條件

日本勞働年鑑

二八〇

業種	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
製紙業	56	42	98	168	125	293	177	133	310	3	1	4	1	1	2	1	1	2	1	1	2
製革及毛皮業	8	3	11	19	15	34	32	26	58	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
精製業	2	1	3	6	5	11	10	8	18	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
發火物製造業	5	4	9	17	13	30	29	22	51	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
製油及製蠟業	17	13	30	57	43	100	89	68	157	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
製藥業	17	13	30	57	43	100	89	68	157	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
護謨製造業	1	1	2	3	2	5	4	3	7	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
石鹼及蠟業	23	17	40	120	90	210	199	153	352	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
化粧品製造業	25	19	44	133	100	233	222	171	393	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
染料塗顏糊業	13	10	23	70	53	123	116	89	205	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
人造肥料製造業	13	10	23	70	53	123	116	89	205	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
化雜工業	28	21	49	147	110	257	233	179	412	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
釀造業	13	10	23	70	53	123	116	89	205	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
精糖業	10	7	17	51	38	89	81	62	143	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
製穀製粉業	1,033	789	1,822	5,467	4,143	9,610	5,188	3,965	9,153	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
ラムネ礦泉業	2	1	3	10	7	17	16	12	28	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
菓子製造業	120	90	210	670	500	1,170	1,080	810	1,890	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
罐詰瓶詰業	53	40	93	305	225	530	497	377	874	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
飲食雜業	33	25	58	196	148	344	317	244	561	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
印刷製本業	263	199	462	1,535	1,146	2,681	2,490	1,877	4,367	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
木竹寢室製品業	109	82	191	694	524	1,218	1,137	864	2,001	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2

紙製品業	八三	九四	一四七	六九	八五	一三三	一五一	一四四	一七八	二九〇	六八
皮革製品業	一九	三三	三〇	六六	一〇三	八四	六六	二四	一九	二〇六	八〇
羽毛製品業	八四	一七	三三	三八	四七	五一	一五〇	四六	一四	二七〇	二七〇
蘭蓆麥稈及	四	三	一九	八	三三	一九	二	一	一	四	九
經木眞田業	四	三	一九	八	三三	一九	二	一	一	四	九
玉石眞骨分	一八	一四	一〇	二四	一五	一四	七	一	一	九七	一三五
甲角製品業	一八	一四	一〇	二四	一五	一四	七	一	一	九七	一三五
雜工業	六八	一四	七六	一三	八七	一六	六四	一五八	二六	一五	六四
電氣業	三	一五	二	八	三	三	一	一	一	四	四八
金屬製鍊業	二	二	八	二	六	七	一	一	一	一〇七	一三三
瓦斯業	四	一	五	二	三	九	一	一	一	一七	一五
計	一三、三六	一三、三六	一三、三六	一三、三六	一三、三六	一三、三六	一三、三六	一三、三六	一三、三六	一三、三六	一三、三六
前月下増減	一九	一、四八	一、三三	三、四九	四七	八、三六	八三	二、三九	五五	一、三〇七	四〇九
職工ヲ使用工場	七、三六	減	増	減	減	減	増	増	減	減	減
前月下ノ増減	一、五九	増	減	減	減	増	増	減	減	減	減

◎大阪地方七八九三ヶ月間平均賃銀(大阪商業會議所調査)

業別	七八九三ヶ月平均	四五六ヶ月平均	前年同平均
紡績女	一、〇〇〇	八三三	七三三
製綿女	六〇〇	六〇〇	六〇〇
機織女	五五〇	五〇〇	四九〇
毛織男	一、八〇〇	一、五〇〇	一、三六六
莫大男	一、三三六	一、三〇〇	一、三〇〇
銅器男	二、五〇〇	二、四〇〇	二、三〇〇
伸銅男	二、三三〇	二、二〇〇	二、一三〇
精煉男	一、九二六	一、七二六	一、八〇〇
汽船男	二、七〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇
煉瓦男	二、一八三	二、一八三	二、一八三
大工男	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇
左官男	二、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇
仲仕	二、八六六	二、八六六	二、八六六
日雇夫	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
專賣局職工	一、五五六	一、五五六	一、五五六
電車掌	一、三三三	一、三三三	一、三三三
同運轉手	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

電車工夫	二,二六六	一,九〇〇
電燈工夫	二,一〇〇	一,二〇〇
砲兵工廠男	二,五〇〇	二,五〇〇

●大阪地方過去十六年間賃銀昂騰率

(本調査は大正五年大阪市統計書所載男女工五百名以上使用の工業に就て行たもので大正四年までは大阪市統計書工業欄大正五年以降は大阪商業會議所貿易通報所載に懸る賃銀に據る)

工業別	▲男 工																▲女 工							
	明治	三七年	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	大正	一年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	二月	工業別	工業別	工業別	工業別	
纖維	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	纖維	100	100	100	100
機械	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	機械	100	100	100	100
化學	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	化學	100	100	100	100
飲食	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	飲食	100	100	100	100
雜	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	雜	100	100	100	100
特種	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	特種	100	100	100	100

●大阪地方男工賃銀騰貴趨勢

(員數は職工千人中の其賃銀を得る人數)

平均	三月	四月	五月	六月	八年	平均
333	325	325	328	338	333	333
295	295	295	298	308	295	295
253	253	253	258	268	253	253
227	227	227	232	242	227	227
190	190	190	195	205	190	190
166	166	166	171	181	166	166
141	141	141	146	156	141	141
115	115	115	120	130	115	115
90	90	90	95	105	90	90
65	65	65	70	80	65	65

▲化學工業

賃銀	三年	六年	八半年
四十錢未滿	29人	10人	10人
六十錢未滿	33人	35人	35人
八十錢未滿	19人	21人	21人
一圓未滿	7人	13人	13人
一圓三十錢未滿	3人	4人	4人
一圓五十錢未滿	3人	4人	4人
二圓未滿	5人	8人	8人
二圓五十錢未滿	1人	1人	1人
二圓五十錢以上	1人	1人	1人

▲纖維及染職工業

賃銀	三年	六年	八半年
四十錢未滿	16人	17人	17人
六十錢未滿	26人	27人	27人
八十錢未滿	16人	16人	16人
一圓未滿	5人	5人	5人
一圓三十錢未滿	1人	1人	1人
一圓五十錢未滿	7人	8人	8人
二圓未滿	2人	3人	3人
二圓五十錢未滿	1人	1人	1人

同 以 上

▲機械工業

四十錢未滿	七	三	一
六十錢未滿	三七	三	二
八十錢未滿	三七	三	二
一圓未滿	一九	三	二
一圓三十錢未滿	三	九	二
一圓五十錢未滿	三	九	二
二圓未滿	八	三	六
二圓五十錢未滿	九	三	六
同 以 上	一	二	一

▲雜工業(印刷、アルミニウム製造業)

四十錢未滿	一三	七	二
六十錢未滿	四〇	三七	三
八十錢未滿	二六	二五	二
一圓未滿	二六	二八	二
一圓三十錢未滿	三〇	二八	二
一圓五十錢未滿	三	三	二
二圓未滿	一〇	三	二
二圓五十錢未滿	一	二	三
同 以 上	一	一	三

◎同上職工員の絶對數(大阪市役所調査)

(化學工業二十八、纖維染職二十四、機械二十二、雜六、特殊一)

男 工		女 工	
三年七月末	八〇、三九	三年七月末	一、八五
八年七月末	一、三三	八年七月末	一、八五
三年七月末	四、三九	三年七月末	四、五七
八年七月末	一、九三	八年七月末	六、八六
四年錢未滿	一、三九	四年錢未滿	三、八二
六、未滿	四、三九	六、未滿	六、八六
八、未滿	二、五九	八、未滿	三、八二

労働條件

一〇、未滿	一、二	六、二元	二	一、九八
三〇、未滿	三九	三、七六	一	四、五
一〇〇、未滿	三三	三、五七	一	二、五
二〇〇、未滿	五	二、三〇	一	七
三〇〇、未滿	五	四、九	一	一
三〇〇、未滿	一	八〇	一	一
三圓以上	一	一五	一	一

◎大阪屋外労働者の賃銀

屋外労働者の賃銀は工場労働者の賃銀に比し其性質上需給の原則に支配せらるる事一層甚しい。今大阪市役所救済課所屬労働紹介所が大阪市内の屋外労働者の賃銀に就いて調査せる結果は次の如くである。

(八年十二月三十一日調)

別業	平均賃銀	調査人員數
仲仕	二、七〇	二〇人
雜傳	一、七〇	六〇人
大工	一、九〇	二〇人
土工	二、三〇	二五〇人
土工	二、三〇	二五〇人
土方	二、三〇	二五〇人
土方	二、三〇	二五〇人
トビ	二、三〇	二五〇人
トビ	二、三〇	二五〇人
雜物	二、七〇	二〇人
荷物	二、三〇	二〇人
煉瓦	二、三〇	二〇人
片付	二、三〇	二〇人
官廳	二、三〇	二〇人
本船	二、三〇	二〇人
石炭	二、三〇	二〇人
倉庫	二、三〇	二〇人
雜用	二、三〇	二〇人

●神戸地方(神戸商業會議所調査)

職業別	大正八年六月			大正七年六月		
	最高	普通	最低	最高	普通	最低
機械工(男)	二,二四〇	一,三三〇	一,〇八〇	一,二六〇	〇,七五〇	〇,七五〇
同(女)	一,三三〇	〇,九〇〇	〇,七五〇	〇,八四〇	〇,五三〇	〇,七五〇
染物職工(月給)	四,〇〇〇	三,八〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	三,七〇〇	三,〇〇〇
和服仕立	一,八〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,五〇〇	一,三〇〇	一,〇〇〇
洋服仕立	二,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,五〇〇	一,三〇〇	一,〇〇〇
靴物職	三,五〇〇	三,〇〇〇	二,五〇〇	一,七〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇
大工職	一,八〇〇	一,六〇〇	一,三〇〇	一,六〇〇	一,三〇〇	一,〇〇〇
船大工職	二,九〇〇	二,八〇〇	二,五〇〇	一,七〇〇	一,五〇〇	一,四〇〇
左官職	二,三〇〇	二,〇〇〇	一,八〇〇	二,三〇〇	二,〇〇〇	一,八〇〇
鍛冶職	三,〇〇〇	二,八〇〇	二,五〇〇	二,二〇〇	二,〇〇〇	一,八〇〇
陶器職	一,七〇〇	一,三〇〇	一,一〇〇	一,二六〇	一,二〇〇	〇,九〇〇
活字植字工	二,〇〇〇	一,〇〇〇	〇,六〇〇	一,一三〇	一,一〇〇	一,〇〇〇
日雇人夫	二,五〇〇	二,〇〇〇	一,五〇〇	一,八〇〇	一,三〇〇	一,〇〇〇
下男(月給賄付)	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	〇,八〇〇
下女(月給賄付)	一,五〇〇	八〇〇	五〇〇	一,三〇〇	六〇〇	四〇〇
電工	二,七五〇	一,〇五〇	六〇〇	一,五五〇	九〇〇	三〇〇
ハンキ塗工	三,〇〇〇	二,七〇〇	二,五〇〇	一,七〇〇	一,五〇〇	一,三〇〇
火夫	一,七六〇	一,二二〇	一,〇〇〇	一,八〇〇	一,五〇〇	一,三〇〇
漁夫	一,九〇〇	一,六〇〇	一,三〇〇	一,〇〇〇	八〇〇	六〇〇
農作雇(男)賄付	一,八〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,二〇〇	九〇〇	六〇〇
同(女)賄付	八〇〇	六〇〇	四〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇

●神戸市内の海上労働者

人員	八年八月			七年六月		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均
本年八月	二,五〇〇	二,三〇〇	二,四〇〇	一,五〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇
昨年六月	二,五〇〇	二,三〇〇	二,四〇〇	一,五〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇

報は左の如き記事を載せて居る。

神戸市の物價は特に高い。勞銀も特に高い。日本一と迄は行かないとしても、尠く共他の諸大都市の夫に比較して、僅に一二割方高いのは事實である。

物價に就いては比較す可き恰好の材料を持合せてゐないが、勞銀に就いては、差當り東京神戸兩商業會議所の調査により東京神戸兩市に於ける六月中の夫を比較すると左の如くである。

職業名	神戸	東京	差
機械職	二,二四〇	一,八〇〇	四四〇
陶器職	二,〇〇〇	一,五〇〇	五〇〇
鋳物職	四,〇〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇
袋物職	三,五〇〇	二,〇〇〇	一,五〇〇
洋服挽	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
木職	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇
大工職	二,九〇〇	二,〇〇〇	九〇〇
左官職	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇
瓦根職	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇
煉瓦職	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇
指物職	二,六〇〇	二,〇〇〇	六〇〇
疊物職	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
建築具職	三,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇
石工職	三,五〇〇	二,〇〇〇	一,五〇〇

尙神戸地方の勞銀に關して十一月十八日神戸又新日

高仲仕	六〇〇	五,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇
荷揚仲仕	七〇〇	四,〇〇〇	一,七〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇
石炭仲仕	七〇〇	五,〇〇〇	一,六〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇
船夫	四,七〇〇	五,三〇〇	一,六〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇

下駄 一三〇
靴 一八〇
活版植字 一七〇
△二〇〇
△二〇〇
△三〇〇

即ち以上十八種の職業中、神戸市の低廉なるは僅かに六種に過ぎず、他は孰れも二三割宛高いてある。

如斯特に神戸市の勞銀が高率なる所以は、勞働の需給關係周圍の賃銀の影響等も其原因をなすであらうが、最も重大なる基因は畢竟神戸市の生活費が他の諸都市に比して高率である事に在らねばならぬ。

然らば神戸市は何が故に特種の物價を有するのであるか。市民は何が故に特に高價なる生活を營まなければならぬのであるか。答は極めて簡明である。曰く特種の原因は何もない。若し強いて求むるならば極めて概括的乍ら

一、比較的に地價高く、殊に土地限定より來る家屋の不足と其結果たる家賃の高騰が商品の購買者に轉嫁さるる事

二、外人多き爲一方に購買力旺盛なると一方一般購買者が是に馴致せられむとする傾向ある事

三、船舶の來着地なる爲舶來品に對する他の地方の幻惑的憧憬より來る影響

四、一般購買力の旺盛なる事

五、是等諸々の事情を利用して仲に介在する商人の不法利得

六、特に日用必需品の如きは供給の圓滑を缺く事

七、一般に奢侈なる事

等を擧げなければならぬ。就中一部の購買力旺盛なると、是を利用してする仲介商人の不法利得とは可成有力な原因となつてゐるやうである。一部の旺盛なる購買力は物價を騰貴せしむると同時に、他を刺戟し馴致し、茲に實力の伴はざる購買慾を生み、いたく其生活を壓迫して遂に都市生活其物をも破壊するに到るは當然の歸結である。

◎名古屋地方(名古屋商業會議所調査)

勞働條件

職業	大正三年九月		大正八年一月		大正八年六月		大正八年七月		同最高
	男	女	男	女	男	女	男	女	
陶磁器轆轤職	四	三	一、二六	一、三〇	一、三〇	一、三五	一、三五	一、六〇	二、四〇
硝子製造職(月給)	一、五〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、六〇	二、六〇	四、〇〇	四、〇〇	五、〇〇	五、〇〇
煉瓦製造職	七	七	一、二〇	一、二〇	一、八〇	一、八〇	一、八〇	二、〇〇	二、〇〇
七寶製造職	七	七	一、二〇	一、二〇	一、八〇	一、八〇	一、八〇	二、〇〇	二、〇〇
機械職(賄付)	男	女	四	三	七	五	八	七	一、二〇
織布職	男	女	三	三	七	七	八	七	一、二〇
紡績職	男	女	三	三	七	七	八	七	一、二〇
鑄物職	三	三	七	七	八	八	八	七	一、二〇
銀冶職	三	三	七	七	八	八	八	七	一、二〇
時計職(製造)	三	三	七	七	八	八	八	七	一、二〇
時計職(製造)(外面)	三	三	七	七	八	八	八	七	一、二〇
同(外面)	三	三	七	七	八	八	八	七	一、二〇
荷車製造職	三	三	七	七	八	八	八	七	一、二〇
和服仕立職	三	三	七	七	八	八	八	七	一、二〇
洋服仕立職	三	三	七	七	八	八	八	七	一、二〇
袋物職	三	三	七	七	八	八	八	七	一、二〇
刺繡職(賄付)	三	三	七	七	八	八	八	七	一、二〇
鎔力職	三	三	七	七	八	八	八	七	一、二〇
船工職	三	三	七	七	八	八	八	七	一、二〇
木力職	三	三	七	七	八	八	八	七	一、二〇
箆筒長持製造職	三	三	七	七	八	八	八	七	一、二〇
建具職	三	三	七	七	八	八	八	七	一、二〇
桶職	三	三	七	七	八	八	八	七	一、二〇

●北九州地方職工の月収入(九月中旬調査)

業種別	職(月給)		男女別		収入	
	男	女	男	女	男	女
塗物職(賄付)	七〇	七〇	一、二〇	一、二〇	一、八〇	二、五〇
ペンキ塗職	六〇	六〇	一、二〇	一、二〇	一、五〇	二、四〇
提灯製造	三〇	三〇	一、七〇	一、七〇	二、五〇	二、五〇
馬具職	三〇	三〇	一、三〇	一、三〇	二、三〇	二、三〇
靴製造職	三〇	三〇	一、三〇	一、三〇	二、三〇	二、三〇
菓子製造職(月給)	二五	二五	一、一〇	一、一〇	二、二〇	二、二〇
大工	八〇	八〇	一、四〇	一、四〇	一、八〇	二、二〇
左官	九〇	九〇	一、三〇	一、三〇	一、九〇	二、三〇
瓦葺職	九〇	九〇	一、三〇	一、三〇	一、九〇	二、三〇
煉瓦積職	九〇	九〇	一、三〇	一、三〇	一、九〇	二、三〇
石工	一〇〇	一〇〇	一、四〇	一、四〇	二、一〇	二、五〇
経師職	九〇	九〇	一、三〇	一、三〇	一、九〇	二、三〇
士方職	六〇	六〇	一、一〇	一、一〇	一、八〇	二、二〇
日傭職	七〇	七〇	一、一〇	一、一〇	一、九〇	二、三〇
印刷職(月給)	一八	一八	二、六〇	二、六〇	三、五〇	三、五〇
農作業(賄付)	二五	二五	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、五〇
同日出傭	三〇	三〇	一、〇〇	一、〇〇	一、五〇	二、〇〇
鐵道工夫	不明	不明	七〇	七〇	一、〇〇	一、五〇
電氣工夫	不明	不明	三〇	三〇	一、七〇	二、二〇

業種別 (一〇〇〇圓以上ノモノ)

金製品製造 一四七、八〇
 器械製造 一三四、二二
 金屬精煉 一三七、八〇

業種別	収入
織物職	二一、〇〇
船舶車輛	一〇、五〇
人造肥料	一〇〇、五〇
其他特種技能ヲ用スル實業職工	一〇〇、〇〇

業種別	(六〇—一〇〇圓のもの)
紡績業	七〇、六〇
擦糸業	六九、〇〇
製綿業	六〇、〇〇
染色製理業	八五、〇〇
機械器具造業	九五、〇〇
化學工業	七二、〇〇
飲食物工業	七五、五〇

尙家族一同の者が共に労働に従事する場合には一家の經濟最も潤澤である。例へば夫婦に十五歳以上の息と娘二人あつて親子四人にて従業する場合には織物職では父百十一圓、母四十七圓、息子四十五圓、娘二十四圓合計一ヶ月二百二十七圓の収入となり、紡績職にて百九十一圓、窯業にて百八十圓、器具製造にて百六十二圓、菓子職百十四圓、花筵職八十三圓、印刷職九十七圓の収入あり。又炭坑夫の如き夫婦共稼で一ヶ月間繼續すれば優に三百五十圓に達する勘定である。尙其他労働者の平均月收入は大凡左の如くである。

▲製糸業四十圓 ▲漆器五十五圓 ▲製筆毛皮精製五十六圓 ▲發火物三十二圓 ▲製藥四十五圓 ▲護謄四十三圓 ▲雜(カーパイト)其他五十圓 ▲精穀精粉四十二圓 ▲ラムネ製氷五十四圓 ▲菓子四十五圓 ▲水産品四十八圓 ▲罐詰場二十七圓 ▲印刷製本四十八圓 ▲木竹葺莖五十六圓 ▲花筵眞田二十七圓 ▲電氣五十一圓 ▲六十錢 ▲瓦斯五十三圓 ▲十六錢

其他建築關係の労働者の賃銀は十月現在で大様左の如くである。

尙ほ福岡縣下工場従業者収入状態(福岡縣工商課調査)を職工五十以上使用する工場に就て調査すれば左の如くである。

場所	石工職		煉瓦工職		木工職		大挽工		人夫賃	
	福岡	門若	久留米	大田	久留米	大田	久留米	大田	直方	飛行場附近
賃銀	三六八	三六八	三六八	三六八	三六八	三六八	三六八	三六八	三六八	三六八
増率(前年同期に比し)	四割八分	三割八分	四割	三割六分	四割	三割四分	三割八分	三割五分	四割	四割六分
工場数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
支給スル工場	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
社員割増手當の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
年 度	大正三年十二月末	大正七年十二月末	大正八年六月末	大正八年六月末	大正八年六月末	大正八年六月末	大正八年六月末	大正八年六月末	大正八年六月末	大正八年六月末
最高	四四、〇〇	四二、〇〇	四一、〇〇	四〇、〇〇	三九、〇〇	三八、〇〇	三七、〇〇	三六、〇〇	三五、〇〇	三四、〇〇
最低	三三、〇〇	三二、〇〇	三一、〇〇	三〇、〇〇	二九、〇〇	二八、〇〇	二七、〇〇	二六、〇〇	二五、〇〇	二四、〇〇
平均	三七、〇〇	三六、〇〇	三五、〇〇	三四、〇〇	三三、〇〇	三二、〇〇	三一、〇〇	三〇、〇〇	二九、〇〇	二八、〇〇
大正八年度差(平均)割合	〇、七	〇、七	〇、七	〇、七	〇、七	〇、七	〇、七	〇、七	〇、七	〇、七

年 度	最低月			普通月			最高月			男工ノ収入			
	大正八年六月末	大正七年十二月末	大正八年六月末	大正八年六月末	大正七年十二月末	大正八年六月末	大正八年六月末	大正七年十二月末	大正八年六月末	平均	最高	最低	大正八年度差(平均)割合
女工ノ収入	四、〇〇	三、五五	三、二五	一、八〇	一、七〇	一、六〇	二、三〇	二、二〇	二、一〇	二、〇〇	一、九〇	一、八〇	〇、七
男工ノ収入	四、〇〇	三、五五	三、二五	一、八〇	一、七〇	一、六〇	二、三〇	二、二〇	二、一〇	二、〇〇	一、九〇	一、八〇	〇、七

最 高 日 收	最 低 日 收	普 通 日 收
大正八年六月末 〇、七七八	大正八年六月末 〇、四八〇	大正八年六月末 〇、六二一
大正七年六月末 〇、六八〇	大正七年六月末 〇、四四〇	大正七年六月末 〇、五三三
大正六年六月末 〇、四三三	大正六年六月末 〇、三三三	大正六年六月末 〇、三三三
大正五年六月末 〇、四三三	大正五年六月末 〇、三三三	大正五年六月末 〇、三三三
大正四年六月末 〇、四三三	大正四年六月末 〇、三三三	大正四年六月末 〇、三三三
大正三年六月末 〇、四三三	大正三年六月末 〇、三三三	大正三年六月末 〇、三三三
大正二年六月末 〇、四三三	大正二年六月末 〇、三三三	大正二年六月末 〇、三三三
大正一年六月末 〇、四三三	大正一年六月末 〇、三三三	大正一年六月末 〇、三三三

右日收は賃銀に臨時手當を加算せるものなり。
尙又福岡縣旭硝子工場で賃銀値上げの必要上職工の生活状態に就て調査した所によると職工一家族四人と見て一ヶ月の生活費は五十圓を要すと云ふ。

●岡山地方労働者の月収入(八月下旬調査)

業 務 別	岡 山	郡 部	最 低
荷馬車	二、〇〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇
仲仕	一、五〇〇	一、〇〇〇	七〇〇
大車	一、五〇〇	一、〇〇〇	七〇〇
大工	一、五〇〇	一、〇〇〇	七〇〇
床屋	一、五〇〇	一、〇〇〇	七〇〇
履工	一、五〇〇	一、〇〇〇	七〇〇
紡績男工	一、五〇〇	一、〇〇〇	七〇〇

●長野縣下農業労働者賃銀

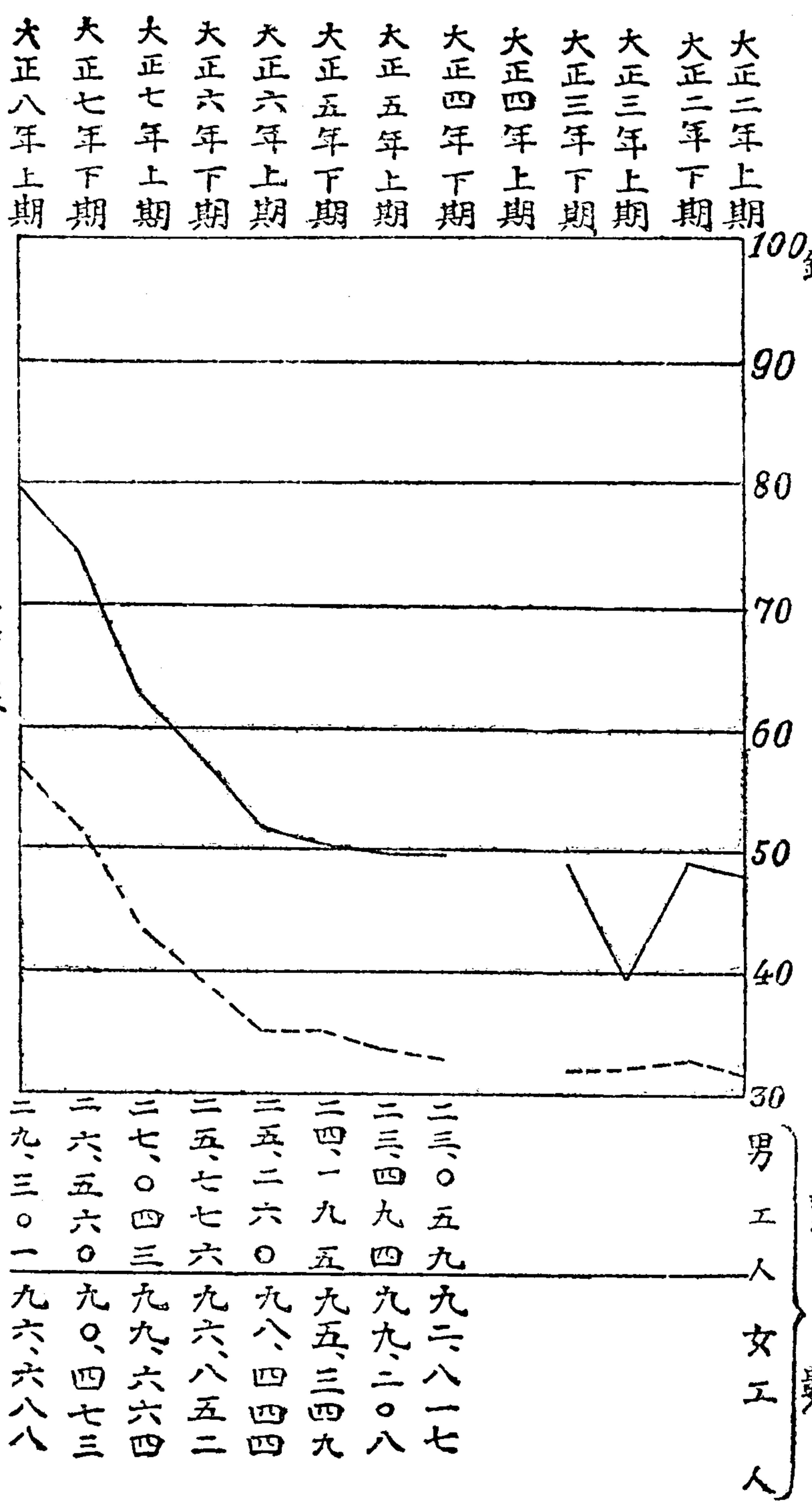
日 備 男 (賄付)	明 治 四 十 二 年 一 五 年 間 平 均	大 三 正 年 一 五 年 間 平 均
〇、五〇	〇、五〇	〇、七三

●長野縣製絲工場賃銀調(大正七年同縣工場課調査)

郡市名	警察署名	工場調査数	一日最高賃金一日平均賃金			一年平均賃金		
			最高	最低	平均	最高	最低	平均
南佐久	白岩村	五	五、〇〇	三、〇〇	三、五〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
北佐久	小本村	三	四、〇〇	二、〇〇	二、五〇	〇、八〇	〇、八〇	〇、八〇
小縣	上田	七	三、〇〇	一、〇〇	一、五〇	〇、七〇	〇、七〇	〇、七〇
諏訪	岡谷	一〇	三、〇〇	一、〇〇	一、五〇	〇、七〇	〇、七〇	〇、七〇
上伊那	伊那	一〇	三、〇〇	一、〇〇	一、五〇	〇、七〇	〇、七〇	〇、七〇
下伊那	伊那	一〇	三、〇〇	一、〇〇	一、五〇	〇、七〇	〇、七〇	〇、七〇
東筑摩	福島	二	三、〇〇	一、〇〇	一、五〇	〇、七〇	〇、七〇	〇、七〇
松本市	松本	一	三、〇〇	一、〇〇	一、五〇	〇、七〇	〇、七〇	〇、七〇
南安曇	大田	一	三、〇〇	一、〇〇	一、五〇	〇、七〇	〇、七〇	〇、七〇
北安曇	池田	一	三、〇〇	一、〇〇	一、五〇	〇、七〇	〇、七〇	〇、七〇
植科	松代	一	三、〇〇	一、〇〇	一、五〇	〇、七〇	〇、七〇	〇、七〇
上高井	須坂	一	三、〇〇	一、〇〇	一、五〇	〇、七〇	〇、七〇	〇、七〇
下高井	中野	一	三、〇〇	一、〇〇	一、五〇	〇、七〇	〇、七〇	〇、七〇
計								

尙賄付雇傭の習慣は現今では賄付日備次第に少くなつた。
同日備 女(賄付) 〇、二八
男(賄付) 六五、〇〇
女(賄付) 四〇、〇〇
男(賄付) 一〇〇、〇〇
給與金 〇、二八
習工平均 一〇〇、〇〇
給與金 五〇、〇〇
食費 〇、二八

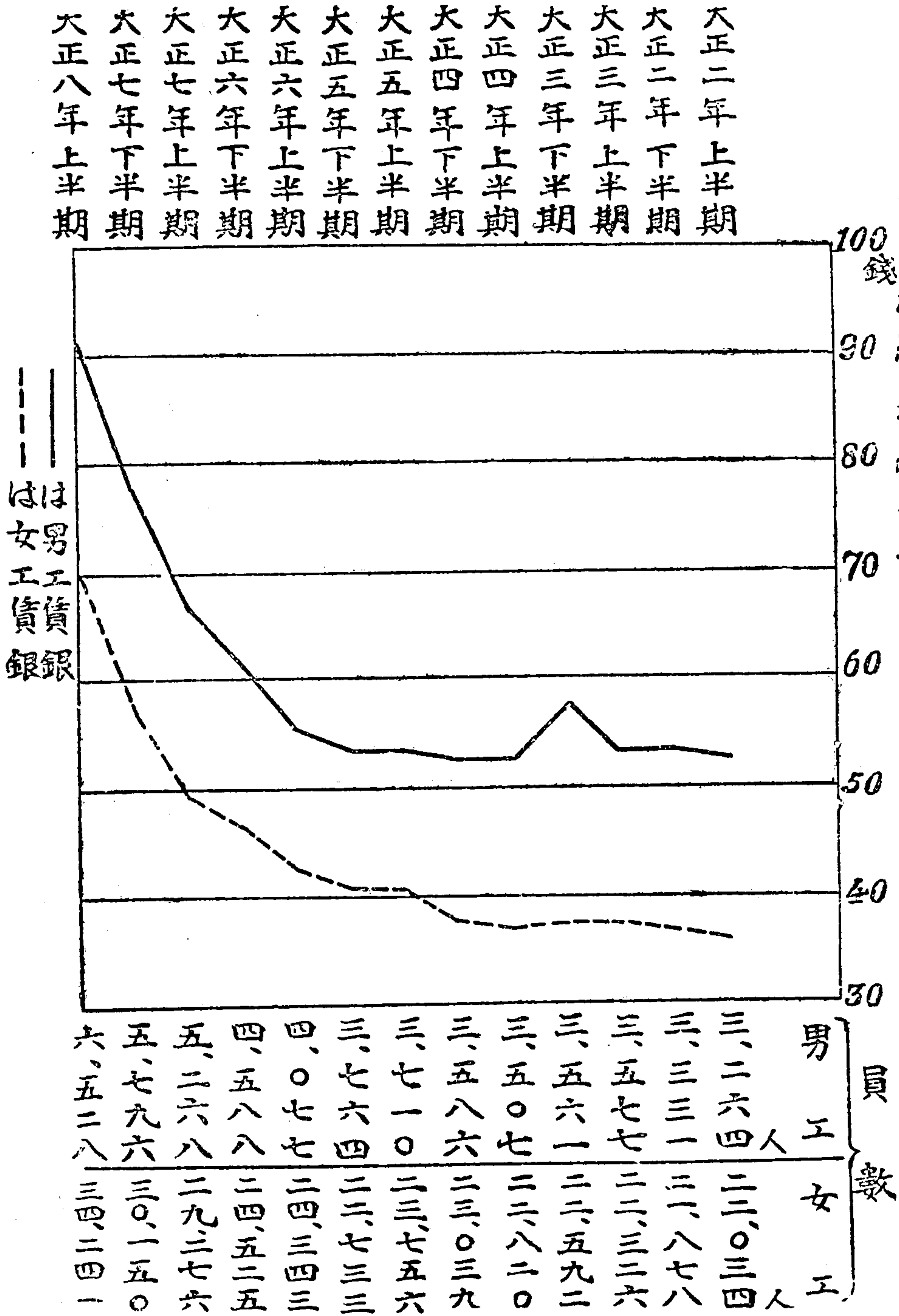
全國紡績工場紡績職工平均賃銀及員數



は男工賃銀
は女工賃銀

労働條件

全國紡織工場織布職工平均賃銀及員數



労働時間問題と其改正

八時間労働問題は第一回國際労働會議の最初の議案で最大なる難問題であつた。我國に於て凡そ労働時間問題が社會人衆の注意を惹き労働問題中の重要事項となりかけたのは、本年の一月巴里講和會議に於て一月三十一日講和豫備會議によりて指名せられた國際労働法規委員が、三十五回の會合を重ねた結果、第一回國際労働會議に提出すべき五つの議事目録中第一項に一日八時間労働及び一週四十八時間労働原則の適用と云ふ箇條を定めた事が、我國の各新聞紙に記載せらるゝ様になつてから後の事である。これも講和本會議が終了する迄は大した問題にもならなかつたのであつたが愈々講和會議も終り、十月二十九日には第一回國際労働會議が北米華府に於て開かれると決定したので我國でも列席すべき委員を送らねばならぬ事となつたので此時間問題が俄に高調せられる様になつた。大體に於て八月上旬迄は八時間制を主張する者は資本家中殆んどなく、大阪工業會や東京の工業俱樂部でも何等具體的成案を發表しなかつた。尙又労働團體に於ても此時

間問題に對して調査研究の上意見を發表したものはなく、工業の實際的作業の方面からして如何に此時間問題を解決すべきかを研究し發表したものはなかつた様である。要するに此時間問題はそれ程我國の工業家にも労働者にも適切な問題ではなかつた。時間問題よりも尙大なる生存問題が労働者を襲ひ、職工の生存問題よりも尙大なる營利問題が資本家の頭を獨占して居たのである。此様に我國の資本家にも労働者にも縁の遠い時間問題が講和會議の結果突然我國に飛來して而も二三ヶ月の後には此問題に就いて我國の政府、資本家及労働者側の代表者が各國の委員と共に對等に論議しなければならぬ事となつたので産業界に關係する人々を驚かしたのは決して無理ではない。八月上旬頃からして大阪工業界を始め各資本家團體は此問題に對して度々審議を重ね、各資本家側の意見を發表した。而して此問題に就いて最も有力な反對の聲を上げたのは我國工業労働者の大半を使用して居る纖維工業家であつたが、政府當局者間に於ても此問題に關しては甲論乙駁あつて意見一致を見なかつた。只だ労働團體に於ては八時間制に對しては何等の反對あるなく少數の團體で

は資本家に共鳴して八時間尙早説を出すものもあつたが此等は他に爲にする所あつて出た意見で労働者の立場から實際的研究の結果の時間尙早説を主張して居るものではなかつた。只だ然し實際に於ては労働者は時間問題より生活問題生活問題より生存問題に捕はれる状態であつた故時間短縮よりも賃銀増加の方をより多く喜ぶ傾向のあつたのは争はれぬ所である。

時間問題が此様な成行となつて居た矢先きに神戸市川崎造船所本工場に於て我國として珍らしい且つ種の意味に於て我國労働運動史にエポックメイキングの比較的長い労働争議があつた。(九月十七日より九月末日迄)此争議解法の一方法として同造船所社長松方幸次郎氏は二萬餘の職工に對して八時間労働制採用の件を發表した。是より先き所々に試験的に工場の一部分に小規模の範圍に於て八時間制を實施した所もあり又職工募集の一方法として募集廣告に八時間制採用など云ふ事を記載したものもある。例へば金井トラベラ―製造所では十一月一日から八時間制採用の職工募集廣告を出し、又紡績業者として日本紡績會社(大阪大和田)は九月上旬其募集廣告中に左の如き條件を記載

して居た。

八時間労働ハ十分ノ休養時間アルガ故ニ少々遠方ヨリモ氣樂ニ通勤スル事ヲ得又時間内ニ勉學修養スルノ便利アリ
八時間労働ハ勤務上無理ナキ故健康ノ上ニ良好ナル事ハ説明ヲ要セズ

當社ハ時代ノ要求ニ應ジ他社ニ率先シテ八時間労働ヲ實施ス
八時間労働ハ一晝夜ヲ三組交代トナシ

第一組	午前六時ヨリ	午後二時迄
第二組	午後二時ヨリ	午後十時迄
第三組	午後十時ヨリ	午前六時迄

賃金ハ從來ノ十二時間勤務ト同額ヲ支給ス

此の如くして實際上には八時間労働制は非常に珍らしく且つ人の注意を引き易い問題であるが、これが九月下旬端なくも川崎造船所の労働争議に於て多數の労働者に之を實施する事となつたので、此制度は最早議論の時代を超へて實行の時代に入つた。恰も此時は實際労働會議代表委員が我國を出發する間際であつたが資本家代表者たる紡績業の武藤氏が頻りに八時間尙早説を唱導して居るにも拘らず、川崎事件を端緒として各地に於て八時間採用に關する争議が相續いて起つた。又資本家中には此形勢を見て職工側の要求を待たず進んで大勢順應を發表した向も非常に多かつた。中には非八時間の本家たる紡績業の従業員迄之を要求す

るものもあつた。此の如き有様で八時間制は阪神の機械、器具船舶車輛製造業を始め關東地方にも及び十一月月上旬には關東五大造船所及北九州各地の工業界にも及んだ。併し茲に注意すべき時間短縮が此様に急速に行はれたのは事實であるが、茲に謂ふ所の八時間制中には八時間以上は労働せぬと云ふ國際労働會議の議案にあるが如き意味のものは頗る稀れで、多くは八時間を一日の賃銀單位と見、其以上毎日作業するのであるが、八時間以上の作業は残業として残業手當を得る制度である。即ち時間問題よりも生存問題に捕はれて居た我國の職工は時間問題を利用して賃銀増加問題即ち生存問題を解決せんとしたのである。彼等は時間問題を解決して人間性に近づく第一歩を得たのは事實であるが、之を解決して品性の向上、技術の進歩に到達するには尙甚だ程遠い感がある。此點は資本家側にも何等の顧慮なく、労働者側にもそれ丈の準備が出来て居らない。例へば大阪府下で十月下旬迄に八時間、九時間制を採用した工場は百七工場あるが所謂八時間制の内容は左の如きものである。

種類
純八時間労働制

工場数
八

労働條件

残業付八時間又は臨時残業付のもの
八時半又は九時間制
純九時間制
計
七四
九
一六
一〇七

今八時間制實施の工場に就て觀るに内務省警保局十一月末現在の調査に據れば、其總數二百十四工場に達して居る。而して之を地方別に就て見れば大阪府の八十五工場を第一とし、兵庫縣四十三工場、東京二十九工場、神奈川縣十工場、福岡縣七工場等が重なるものである。今其の府縣別工場及び賃銀實績を示せば左の如くである。

北海道廳

名	稱	労働者總數	労働時間		一日平均實收入額		實施期	備考
			改正前	改正後	改正前	改正後		
函館船渠會社		九〇	九、半	八、	男二、〇八〇 女八〇〇	同二、〇八〇 同八〇〇	十月	五割の手當増給を要求したるに對し八時間制を採用し、歩増により調和を計ることとせり
函館燐寸會社		四	九、半	八、	同二、〇〇〇 同五〇〇	同二、〇〇〇 同三〇〇	同	事業主に於て自發的に實施したるもの

三菱大炭 六七 一〇、半 七、半 男、四〇〇 女、八〇〇 男、二〇〇 女、八〇〇 十月 事業的に自
 張炭 六七 一〇、半 七、半 男、四〇〇 女、八〇〇 男、二〇〇 女、八〇〇 十月 動的に實の

東京府

合資會社	品川鐵工所	藤井鑄工場	造花業 (神山義信)	東京毎日新聞 社印刷工場	東京印刷工場	東京瓦斯電氣 工業株式會社	大森工場	日本化學工業 株式會社	森村自動車修 繕工場	合資會社明治 濶製造所	東洋木材防蝕 株式會社	栗山礦産物製 粉工場	堺本商事株式 會社製作部	奥住製罐工場	日本光學工業 株式會社
三五	六九	二〇	二〇	二五	二五	二五	四〇	四〇	二四	三三	三三	二四	七五	二七	四三
九、半	九、半	八、	八、	九、半	九、半	九、半	九、	九、	九、	九、半	九、	九、半	九、半	九、	九、半
同、一、五〇〇	同、一、六〇〇	同、一、〇〇〇	同、一、〇〇〇	同、一、〇〇〇	同、一、〇〇〇	同、一、〇〇〇	同、一、〇〇〇	同、一、〇〇〇	同、一、〇〇〇	同、一、〇〇〇	同、一、〇〇〇	同、一、〇〇〇	同、一、〇〇〇	同、一、〇〇〇	同、一、〇〇〇
一、八〇〇	二、五〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、五〇〇	一、二五〇	二、〇〇〇	一、三〇〇	未明
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	十月
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	動的に實の

電氣諸機械製 造會社芝浦製 作所	森永製菓 株式會社	福音印刷 株式會社	護謨製造所 (藤田眞一)	目白製針 合資會社	電氣製作業 (安藤磯太郎)	合盤製作所 常盤商會	東京瓦斯電氣 工業株式會社	火藥製造所	東京瓦斯電氣 工業株式會社	珠璣工場	東京電氣工業 株式會社	梁瀨自動車 製造工場	東京瓦斯電氣 工業株式會社	マントル工場	株式會社電業 社水車製造所	仲銅業合名會 社山本螺旋鐵 製造所
二、七三三	一、二八〇	六〇	三三	三三	二四	九〇	二六	二六	二六	三〇	三三	二九	八四	四四	四四	四四
九、半	九、半	九、半	九、	九、	八、半	九、	九、	九、	九、	九、	九、	九、	九、	九、	九、	九、
同、一、九〇〇	同、一、三〇〇	同、一、七〇〇	同、一、〇〇〇	同、一、〇〇〇	同、一、〇〇〇	同、一、〇〇〇	同、一、〇〇〇	同、一、〇〇〇	同、一、〇〇〇	同、一、〇〇〇	同、一、〇〇〇	同、一、〇〇〇	同、一、〇〇〇	同、一、〇〇〇	同、一、〇〇〇	同、一、〇〇〇
三、一八〇	一、一三〇	一、七〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	一、二五〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、九四〇	九〇〇	二、〇六〇	一、五〇〇	一、四二〇	二、三三〇	二、三三〇	三、八〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

職工が要求
したるに
り實施す
事業主が
動的に實の

新潟鐵工所東 三〇九、八、 同、一、八〇〇、一、九三〇、同

●京 都 府

磯部友禪工場 三二〇、八、 女、二、五〇〇、同

福知山製材精 三、九、二〇、七、五〇、同、二、五〇〇、同

宇治川水力電 三、九、九、八、 同、九、三〇、同、一、二、三〇、同

◎大 阪 府

日本紡織株式 七〇〇、二、七、半、 八月、事業主が自、動的に實、施したるもの

合資會社東亞 八三二、〇、八、 九月、同

日本亞鉛鍍金 八、九、七、半、 同、同

合資會社土井 二八、九、八、 男、一、四〇〇、男、一、四〇〇、女、一、三〇〇、女、一、三〇〇、同

田中友禪合名 九、二、八、 同、二、二〇〇、同、三、〇〇〇、同、二、一〇〇、同、一、七〇〇、同

石原硝子製造 五、一〇、八、 同、二、〇〇〇、同、一、五〇〇、同、六〇〇、同、六〇〇、同

日本紡織株式 九、四、二、七、半、 同、二、〇〇〇、同、一、三〇〇、同、七、五〇、同、八、五〇、同

陸田ゴム製造 一〇、四、九、八、 同、一、三〇〇、同、一、三〇〇、同、六、〇〇、同、六、〇〇、同

住友伸銅所 三、三、二、八、 同、二、〇〇〇、同、二、〇〇〇、同、二、一、五〇、同、三、一、五〇、同

勞 働 條 件

住友電線製造 一、五、六、九、八、 同、一、九、〇〇、同、二、〇〇〇、同、二、〇〇〇、同、九、月、同

住友鑄鋼所 一、九、二、九、半、八、 同、一、〇、〇〇、同、一、二、〇〇、同、一、二、〇〇、同

沖電氣株式會 三、九、九、八、 同、一、四、〇〇、同、一、七、〇〇、同、十、月、同

島田硝子製造 三、六、九、八、 同、一、九、〇〇、同、一、四、〇〇、同、同

春元石鹼工場 八、二、八、 同、一、三、〇〇、同、一、二、〇〇、同、同

增田合名會社 三、九、九、八、 同、二、〇〇〇、同、一、三、〇〇、同、同

藤永田造船分 一、三、五、九、八、 同、一、三、〇〇、同、一、七、五〇、同

福田鐵工所 四、〇、八、 同、二、〇〇〇、同、二、〇〇〇、同

藤永田造船所 九、六、九、半、八、 同、二、九、〇〇、同、二、四、〇〇、同

石木硝子製造 五、一〇、八、 同、一、四、〇〇、同、一、五、〇〇、同

增田合名會社 三、九、半、八、 同、一、七、〇〇、同、一、九、〇〇、同

合資會社丸二 八、二、八、 同、一、二、〇〇、同、一、七、〇〇、同

製塋所 八、二、八、 同、一、六、〇〇、同、一、七、五〇、同

稻田工場 四、九、半、七、半、 同、一、四、〇〇、同、一、〇、〇〇、同

材井鐵工場 三、〇、一〇、七、半、 同、二、〇〇〇、同、二、三、〇〇、同

職工側より、要求したるも、施したるも

一部職工の、同罷業による、事業主に於、て自發的に、實施したるもの

中島三二所	三二〇、八	男、九〇〇 女、七〇〇	同、九〇〇 同、七〇〇	事業主に於て自發的に実施したるもの
安治川鐵工所	三三九、半八	同、九〇〇 同、九〇〇	同、二〇〇 同、二〇〇	同
久保田鐵工所	七七九、半八	同、三〇〇 同、三〇〇	同、三〇〇 同、三〇〇	同
大阪電燈株式會社	二四九、八	同、一〇〇 同、一〇〇	同、一〇〇 同、一〇〇	職工側の要求に依り實施したるもの
原田造船所	二〇〇九、八	同、二〇〇 同、二〇〇	同、二〇〇 同、二〇〇	事業主の自發的に實施したるもの
新田帶革製造所	三三七九、半八	同、一〇〇 同、一〇〇	同、一〇〇 同、一〇〇	同
原田船造所	三三九、半八	同、一〇〇 同、一〇〇	同、一〇〇 同、一〇〇	同
三原造船所	三九、半八	同、二〇〇 同、二〇〇	同、二〇〇 同、二〇〇	同
新高製糖株式會社大阪工場	三三〇、八	同、一〇〇 同、一〇〇	同、一〇〇 同、一〇〇	同
大阪電燈會社製作所	三三九、八	同、三〇〇 同、三〇〇	同、三〇〇 同、三〇〇	職工の怠業に於て自發的に實施したるもの
同 變電所	一五二、八	同、一〇〇 同、一〇〇	同、一〇〇 同、一〇〇	職工の要求に依り實施したるもの
同 修繕掛	三三〇、八	同、一〇〇 同、一〇〇	同、一〇〇 同、一〇〇	同
同 線路掛變壓掛	三三〇、八	同、一〇〇 同、一〇〇	同、一〇〇 同、一〇〇	同
同 安治川發電所	三三九、半八	同、九〇〇 同、九〇〇	同、二〇〇 同、二〇〇	同
同 川崎鐵工所	二六九、半八	同、九〇〇 同、九〇〇	同、九〇〇 同、九〇〇	同
同 市田オフセツ印刷株式會社	三三〇、八	同、三〇〇 同、三〇〇	同、三〇〇 同、三〇〇	事業主より自發的に實施したるもの
同 汽車製造會社	一八七九、二分八	同、三〇〇 同、三〇〇	同、三〇〇 同、三〇〇	同
同 大阪アルカリ會社	三三九、半八	同、三〇〇 同、三〇〇	同、三〇〇 同、三〇〇	同
同 松島鐵工所	七七一、八	同、三〇〇 同、三〇〇	同、三〇〇 同、三〇〇	同
同 森永製菓會社	一七九、八	同、二〇〇 同、二〇〇	同、二〇〇 同、二〇〇	同
同 神津製管所	三〇二、半八	同、三〇〇 同、三〇〇	同、三〇〇 同、三〇〇	職工の要求に依り實施したるもの
同 大阪窯業會社	三三九、半八	同、四〇〇 同、四〇〇	同、四〇〇 同、四〇〇	同
同 湯淺伸銅所	一七二〇、八	同、一〇〇 同、一〇〇	同、一〇〇 同、一〇〇	同
同 宗田ゴム製造所	三三八九、八	同、二〇〇 同、二〇〇	同、二〇〇 同、二〇〇	同
同 日本染料製造株式會社	五九二、半數八	同、三〇〇 同、三〇〇	同、三〇〇 同、三〇〇	同
同 日本クリセリ工業會社	二五〇二、七、半	同、六〇〇 同、六〇〇	同、六〇〇 同、六〇〇	職工側の要求に依り實施したるもの

労働条件

日本兵器製造 會社	二五 九、二〇分八、	同二、二〇 同二、六〇 同五、五〇	同 同	事業主の自 發的実施 したるもの
伊藤製鋼所	五〇 一〇、半七、半	同二、三〇 同二、八〇 同	同	同
大阪自轉車製 造合資會社	一〇 一〇、八	同二、七〇 同二、七〇 同五、五〇	同	同
橋本鐵工所	七 一〇、八	同二、二〇 同二、二〇 同七、五〇	同	事業主側 に於て自發 的に實施した るもの
小野鐵工造船 所	四〇 一〇、八	同二、八〇 同二、八〇 同八、八〇	同	同
森川印刷所	五 九、半八、	同二、〇〇 同二、〇〇 同七、〇〇	同	同
新田造船所	七 九、半八、	同二、九〇 同二、九〇 同三、五〇	同	同
原造船所	三 一〇、半八、	同二、〇〇 同二、〇〇 同二、六五	同	職工側 に於て同時 に業を爲した るに於て自發 的に實施した るもの
武田製藥工場	一六 一〇、八	同二、七〇 同二、七〇 同三、三〇	同	同
同 分工場	四 九、半八、	同二、〇〇 同二、〇〇 同二、八〇	同	同
田中電機製作 所	一三 一〇、八	同二、五〇 同二、五〇 同二、七〇	同	同
日本電話事業 株式會社	三 九、半八、	同二、〇〇 同二、〇〇 同三、三〇	同	同
東洋木材防腐 株式會社大阪 工場	三 九、半八、	同二、一〇 同二、一〇 同三、三〇	同	同
大阪帶革製造 所	二 九、半八、	同二、五〇 同二、五〇 同二、二〇	同	同
藤村機械 製造會社	三 九、半八、	同二、六〇 同二、六〇 同九、三〇	同	同
村尾造船所	一六 九、半八、	同二、〇〇 同二、四〇 同	同	職工等の要 求したるもの の實施したるもの
森金屬工場	三 九、半八、	同二、〇〇 同二、〇〇 同五、五〇	同	同
足田鐵工所	一七 一〇、八	同二、四〇 同二、四〇 同七、四〇	同	同
發動機株式會 社	四 九、半八、	同二、三〇 同二、三〇 同七、六〇	同	同
大阪鐵工所	五 九、半八、	同二、七〇 同二、七〇 同七、八〇	同	同
同天保山分工 場	一六 一〇、八	同二、〇〇 同二、五〇 同	同	同
千本松船渠株 式會社	三 九、半八、	同二、八〇 同二、一〇 同	同	同
三星汽船株式 會社千本松造 船所	八 九、半八、	同二、〇〇 同二、四〇 同	同	同
谷口電線製造 所	三 一〇、八	同二、六〇 同二、六〇 同八、三〇	同	同
横河橋梁製作 所	二 一〇、八	同二、六〇 同二、六〇 同六、三〇	同	同
日東物産株式 會社	七 一〇、八	同二、三〇 同二、四〇 同五、八〇	同	同
大原造船所	一 一〇、八	同二、三〇 同二、七〇 同	同	同

伏田鐵工所	一七	九、半	八、	男二、四〇〇 女二、〇〇〇	同二、四〇〇 同二、〇〇〇	同	同	同
相澤造船所	二七	二〇、	八、	同二、九〇〇 同二、三〇〇	同二、九〇〇 同二、三〇〇	同	同	同
日本電線製造株式會社	一五	四、八、	八、	同二、二〇〇 同六〇〇	同二、二〇〇 同六〇〇	同	同	同
小原鐵工所	五	一〇、	八、	同二、四〇〇 同二、四〇〇	同二、四〇〇 同二、四〇〇	同	同	同
日本精版株式會社	三九	九、	八、	同二、四〇〇強 同七七弱	同二、七五〇 同九〇〇	同	同	同
川北電氣企業株式會社	一、三七	九、	八、	同二、八〇〇 同七〇〇	同二、五〇〇 同八〇〇	同	同	同
森下第一製藥場	五七	九、	八、	同二、二〇〇 同六〇〇	同二、三〇〇 同七五〇	同	同	同
高橋鐵工所	六	九、半	八、	同二、五〇〇 同二、一五〇	同二、一五〇 同一、一五〇	同	同	同
中之島製紙會社	五	二、	八、	同二、七〇〇 同七〇〇	同二、五〇〇 同八〇〇	同	同	同

●神奈川縣

福音印刷會社	二六	九、半	七、五	男二、六〇〇 女八〇〇	男二、六〇〇 女八〇〇	十月	事業主の自發的なるもの
内田造船所	一八〇	九、半	八、	同二、七〇〇 同二、九〇〇	同二、七〇〇 同二、九〇〇	同	同
キリンビール株式會社	二七〇	九、	八、	同二、三〇〇 同七五〇	同二、三〇〇 同七五〇	同	同
明治製糖株式會社	一四七	二、	七、五	同二、〇〇〇 同四〇〇	同二、〇〇〇 同四〇〇	同	同
渡邊船渠會社	一五	九、半	八、	同二、六〇〇 同二、六〇〇	同二、六〇〇 同二、六〇〇	同	同

●兵庫縣

横濱船渠株式會社	六〇〇	九、半	八、	同二、二〇〇 同八〇〇	同二、二〇〇 同八〇〇	七月	事業主が自動的に實施したるもの
大橋印刷工場	三	九、半	七、半	同二、五〇〇 同二、五〇〇	同二、五〇〇 同二、五〇〇	同	同
浦賀船渠會社	五、二七	九、五	八、	同二、四〇〇 同二、四〇〇	同二、四〇〇 同二、四〇〇	同	同
淺野造船所	九、三五	九、半	八、	同二、三〇〇 同二、三〇〇	同二、三〇〇 同二、三〇〇	同	同
浦賀船渠濱工場	二、〇〇	九、半	八、	同二、三〇〇 同二、三〇〇	同二、三〇〇 同二、三〇〇	同	同
小野濱製腦所	三	九、	八、	同二、四〇〇 同二、四〇〇	同二、四〇〇 同二、四〇〇	九月	事業主が自動的に實施したるもの
米澤捺染工場	五	一〇、	八、	同二、五〇〇 同七〇〇	同二、五〇〇 同七〇〇	同	同
鈴木商店協業製腦所	八	九、	八、	同二、二〇〇 同二、四〇〇	同二、二〇〇 同二、四〇〇	同	同
金井トラペラ製造所	四〇	九、半	八、	同二、五〇〇 同七〇〇	同二、五〇〇 同七〇〇	同	同
北海林業株式會社 尼崎製材所	毛男二、 女九、	七、九	七、九	同二、九〇〇 同七〇〇	同二、九〇〇 同七〇〇	同	同
多井捺染工場	五	九、半	七、半	同二、〇〇〇 同七〇〇	同二、〇〇〇 同七〇〇	同	同
柳田龍腦製造所	三	九、半	八、	同二、〇〇〇 同五〇〇	同二、〇〇〇 同五〇〇	同	同
安田鐵工所	三	一〇、	八、	同二、六〇〇 同二、六〇〇	同二、六〇〇 同二、六〇〇	十月	同
脇野鐵工所	二	一〇、	八、	同二、二〇〇 同二、三〇〇	同二、二〇〇 同二、三〇〇	同	同
大村鐵工所	二	一〇、	八、	同二、四〇〇 同二、五〇〇	同二、四〇〇 同二、五〇〇	同	同

井上鐵工所	二六〇、	八	同	同	同	同	同
梅鉢鐵工所	三二〇、	八	同	同	同	同	同
川崎造船所	二、〇九〇、	八	同	同	同	同	同
石原鐵工所	九一〇、	八	同	同	同	同	同
ロイヤル合資會社	九一〇、	八	同	同	同	同	同
龍野川口製絲工場	四九〇、	八	同	同	同	同	同
新在家鐵工所	二九〇、	八	同	同	同	同	同
帝國汽船株式會社	六、四四〇、	六、半	同	同	同	同	同
所	九〇、	八	同	同	同	同	同
東明製塲工場	九〇、	八	同	同	同	同	同
高井織物株式會社	四〇〇、	八	同	同	同	同	同
高野製帽會社	二九〇、	八	同	同	同	同	同
池田工場	二九〇、	八	同	同	同	同	同
尼崎鐵工所	二七一〇、	八	同	同	同	同	同
尼崎化學工業所	五〇〇、	七、八	同	同	同	同	同
住友伸銅所	一、二二三〇、	八	同	同	同	同	同
崎工場	二、三三〇、	八	同	同	同	同	同
久保田鐵工所	三三八〇、	八	同	同	同	同	同
尼崎工場	三三八〇、	八	同	同	同	同	同
鈴木製油工場	二〇〇、	七、半	同	同	同	同	同

勞働條件

大和屋シヤツ工場	二六六、	九、八	同	同	同	同
合名會社熊内	二六六、	九、八	同	同	同	同
薩摩輸出箱工場	二八〇、	八	同	同	同	同
川崎造船所非合分工場	八六〇、	八	同	同	同	同
ラセツトサドル合名會社	九一〇、	八	同	同	同	同
株式會社神戶製鋼所	三、二四〇、	九、半	同	同	同	同
川崎造船所兵庫分工場	三、三〇〇、	九、半	同	同	同	同
橋本造船株式會社	三〇〇、	九、半	同	同	同	同
阪神鐵工株式會社	九〇、	八	同	同	同	同
合資會社神戶鐵工所	九〇、	八	同	同	同	同
鈴木合名會社	七二〇、	七	同	同	同	同
尼池魚油再製	七二〇、	七	同	同	同	同
臺灣製糖株式會社	三〇一、	二、八	同	同	同	同
帝國製糖株式會社	二四〇、	二、八	同	同	同	同
神戶製粉株式會社	二二〇、	二、七、半	同	同	同	同
東洋製粉株式會社	二二〇、	九、半	同	同	同	同
內外護謨製造合資會社	二二〇、	九、半	同	同	同	同
大正護謨製造株式會社	二二〇、	九、半	同	同	同	同
東洋護謨製造合資會社	二二〇、	九、半	同	同	同	同

山陽護謨製造
合資會社 七 九、半 八、 同二、〇〇〇 同三、五〇〇 同 同

◎千葉縣

佐倉淡貝商會 三 一〇、 八、 同 八〇〇 同 九〇〇 九月 同

◎茨城縣

久原鑛業株式會社 五、九三三 一〇、 八、 同 一、八〇〇 同 一、三〇〇 七月 同

日立製作所 二、四三三 九、 八、 同 一、二〇〇 同 同 同 同

◎栃木縣

清水石炭製造工場 二〇 一〇、 八、 同 一、二〇〇 同 一、二〇〇 九月 同

合資會社駒形商店 三 九、半 八、 同 一、二〇〇 同 一、二〇〇 同 同

村徑石灰製造工場 三 八、 八、 同 一、二〇〇 同 一、二〇〇 同 同

村徑石灰製造工場 六 八、 七、 同 一、二〇〇 同 一、二〇〇 同 同

平田石灰製造工場 二 九、 七、 同 一、二〇〇 同 一、二〇〇 同 同

吉澤石灰製造工場 四 九、三〇 七、五〇 同 一、〇〇〇 同 一、二〇〇 同 同

◎奈良縣

日本統麻株式會社 一六 一〇、 八、 同 九〇〇 同 九〇〇 十月 同

◎三重縣

帝國汽船株式會社 二、六三三 九、半 八、 同 一、二〇〇 同 一、五〇〇 十月 同

南洋貿易株式會社 三 九、半 八、 同 一、九〇〇 同 二、一〇〇 同 同

所 同 六〇〇 同 六〇〇 同 同

神原鐵工所 二 九、 八、 同 一、五〇〇 同 一、八〇〇 同 同

◎長野縣

株式會社電氣製銅所 六 二、 八、 同 一、二〇〇 同 一、五〇〇 同 同

◎宮城縣

大森鑛山 七 九、 七、半 同 一、五〇〇 同 一、四〇〇 九月 同

◎福島縣

東北電化株式會社 五 八、半 七、 同 一、二〇〇 同 一、四〇〇 十月 同

◎岩手縣

土畑鑛山 二六 一〇、 八、 同 九〇〇 同 八〇〇 九月 同

川村柚木工場 三 九、 八、 同 一、二〇〇 同 一、二〇〇 十月 同

◎岡山縣

東谷鑛山 三 七、半 六、 同 一、五〇〇 同 一、九〇〇 九月 同

事業主が自
動的に實施
したるもの

同貸金殖殖は
日用品廉賣
制による

三井物産株式
會社造船所玉
工場 二、七〇〇 一、〇、八、
同二、四〇〇 同二、六八
同二、〇〇〇 同二、五〇〇 十月 同

●廣 島 縣

大阪鐵工場因
島工場 四、〇〇〇 九、半 八、
同二、九〇〇 同二、五〇〇 十月 同
大阪鐵工場備
後工場 一、二〇〇 九、半 八、
同二、九〇〇 同二、〇〇〇 同
同二、三〇〇 同二、六〇〇 同
佐竹機械工場 一、三〇〇 一、〇、八、
同二、六〇〇 同二、〇〇〇 同
同二、七〇〇 同二、九〇〇 同
阪田工場 三、三〇〇 九、八、
同二、五〇〇 同二、六〇〇 同
同二、〇〇〇 同二、三〇〇 同

●山 口 縣

中部鐵工造船
所 一、五〇〇 九、半 八、
男二、三〇〇 同二、三〇〇 同

●愛 媛 縣

住友鐵業所四
坂島製煉所 一、四〇〇 二、
男一、五〇〇 同二、五〇〇 同
女一、六〇〇 同二、三〇〇 同

住友鐵業所
住友肥料製造
所 三、三〇〇 一、〇、八、
同二、七〇〇 同二、七〇〇 同
同三、〇〇〇 同二、三〇〇 同

住友鐵業所別
子山鑛業所 二、六〇〇 一、〇、八、
同二、一〇〇 同二、三〇〇 同
同二、一〇〇 同二、三〇〇 同

●福 岡 縣

九州電氣軌道
株式會社發電
所 三、三〇〇 一、〇、半 八、
同二、九〇〇 同二、三〇〇 同
同二、〇〇〇 同二、三〇〇 同
株式會社小倉
製作所 三、三〇〇 九、半 八、
同二、〇〇〇 同二、三〇〇 同
同二、〇〇〇 同二、三〇〇 同

勞 働 條 件

労働者の要
求に依り時
間を短縮し
たるもの
事業主が自
動的に実施
したるもの

九州製革株式
會社 三、九、半 八、
同二、四〇〇 同二、四〇〇 同
九州窯業株式
會社 三、二〇〇 八、
同二、〇〇〇 同二、〇〇〇 同
同二、六〇〇 同二、六〇〇 同

帝國特種煉瓦
株式會社 三、二、八、
同二、八〇〇 同二、八〇〇 同
同二、八〇〇 同二、八〇〇 同

株式會社神戶
製鋼所門司伸
銅工場 三、九、半 八、
同二、五〇〇 同二、五〇〇 同
同二、五〇〇 同二、五〇〇 同

株式會社幸袋
工作所 八〇〇 一、〇、八、
同二、三〇〇 同二、三〇〇 同
同二、三〇〇 同二、三〇〇 同

●大 分 縣

日本窯業肥料
株式會社口出
工場 六、一〇〇 七、半 八、
同二、三〇〇 同二、三〇〇 同
同二、六〇〇 同二、六〇〇 同

玖珠金山 三、九、八、
同二、四〇〇 同二、四〇〇 同
同二、四〇〇 同二、四〇〇 同

●熊 本 縣

白川發電所 四、三〇〇 七、半 八、
同二、一〇〇 同二、一〇〇 同
同二、一〇〇 同二、一〇〇 同

日本窒素肥料
株式會社水俣
工場 二、二〇〇 二、半 八、
同二、三〇〇 同二、三〇〇 同
同二、六〇〇 同二、六〇〇 同

日本窒素肥料
株式會社水俣
工場 二、二〇〇 二、半 八、
同二、三〇〇 同二、三〇〇 同
同二、六〇〇 同二、六〇〇 同

●鹿 兒 島 縣

日本窒素肥料
株式會社曾木
發電所 九、二、七、半 同二、一〇〇 同二、三〇〇 同
同二、〇〇〇 同二、三〇〇 同

本社よりの
命により實
の施したるも

此の如くして兎も角時間短縮と云ふ聲は所々方々に起り、又十月廿九日からは此問題に關する國際的討議行はれ之に關する記事が種々の新聞に現はれる様になつたので、從來個々別々に之を取捨して居た各工場主は更に聯合して各地方同業者に協議の形式を以て之に對する態度を定めた。先づ第一大阪鐵工業同業組合では十月七日栗本會長以下評議員會を開き左の如き決議をなした。

第一項 (イ)各工場經營者は職工との間に完全なる理解を計り工場
の資力設備作業の狀態職工の習慣及素質に應じ能率増進の途を講じ
國際労働會議の八時間労働實施問題に備ふる事但し工場により決議
に先立ち實行するものは此限に非ず(ロ)前項八時間労働原則實施の
準備とし九時間八時間半八時間等と數階段に分ち各一定の期間を定
め逐次設備の改善職工能率の増進に伴ひ理想制度實施に進む事但し
急激の改革は弊害あるを注意する事(ハ)八時間労働を實施しつゝ殘
業を繼續するは主旨を没却するものなれば假りに斯の如き方法を採
る事ありとするも極めて變態の場合を考察せざるべからず即ち時間
短縮には當該工場の状態を考慮し實施前に設備の改善充實能率の増
進を遂げ已むを得ざる場合若しくは業務狀態により特に或時期に限
り殘業に就かしむるを本旨とす(ニ)八時間労働制と賃金とは何等關
係なく時間短縮の爲め職工の減收を來し殘業により不足の生活費を
求めしめ或は從來と同一賃金を支拂ふとするも工場主又は職工の希
望により一定の殘業に就かしむるが如きは賃金の値上又は値下とな
り制度の發達を阻碍するが故に八時間労働制と賃金とは全然區別考
慮する事

第二項 前項の主旨により各工場は今後労働時間を正味九時間以内

と定むる事但し日々の殘業は今直ちに全廢する事困難なれど漸次殘業廢止の方針を採る事

第三項 (イ)同盟罷工怠業其他雇傭條件に關し兩者の協商不調に原因し職工の辭職又は解雇ありたる時は工場主は其事由及職工氏名を組合に届出組合は遲滞なく一般組合員に通知す(ロ)右の場合に組長は工場主若しくは職工の處置行動が著しく非難すべきものなる時は評議員會に諮り適當の措置を採る事

次で東京鐵工機械同業組合では十一月初め會合の上大正九年より八時間制施行の事を議決し、次の如き意見書を發表した。

八時間労働制は這般平和會議に於て調印せられ聯盟各國皆此原則に據らざるべからざるも本邦は果して本原則より除外せらるゝや否やは華府労働會議の結果に俟たざるべからず然れども這般阪神地方に於ける工場中八時間制を實施し居り關東に於ける工場も同様之を實施し又は其實行を發表したるものも尠からざる爲め早晚八時間制の實施は大勢止むを得ざるものと認む、故に今日組合員は相當準備を必要とし實施の場合には午前七時半に始業し午後四時に終業する事とし晝食其他に三十分休憩し正味八時間労働を爲す事を千四百名の組合總員之を認諾する事

又横濱市印刷業同業組合では十月三十一日幹部會に於て協議の上八時間制を十一月二日より實施する旨の決議をなし、又北九州では十月一日資本案聯合會なる工親會の大會で八時間制に就いて労働者側も參與せしめて討議し、又同地方直方町では鐵工業者五十餘名集會の上、從來の十二時間制を八時間制に短縮する件を

組合の名を以て決議し、適用工場たると不適用工場たるとに論なく十一月から之を採用せしめる様になり、又福岡市鐵工業組合では十一月二日總會にて正味九時間制採用の決議をなし、又神戸市内の小鐵工業者三十餘名は川崎造船所事件以來甚だしく神經を悩ました居たが、十月四日一同協議の上十月六日より從來の十時間以上の労働時間を凡て九時間以内に縮少する事の決議をなし、之を三千餘名の使用人に實施する事とした。

尙川崎造船所では十月始め八時間制を聲明すると同時に全職工二萬餘名に對して左の如き警告を與へた。

『八時間制原則採用の結果其宜しきを得ざるに於いては川崎造船所は帝國工業界を破壊する者なりと譏を受けざる可からず仍て一同は努力以つて之が好成績を擧げざる可らず』

店員公休日問題の決定と勤

務時間問題

本年初夏頃より店員等の公休日問題所々で高唱された。先づ大阪では商工青年團と云ふ様な寧ろ資本家側の組織して居た團體から店員の公休日決定に關する要求が提出され、之に對して最初紙商吳服商等の實業團體は時勢の致す所として遂に毎月第一及第三の日曜を

休業日と決定し、之に次で他の實業團體も略ぼ同様な決定をした。次で京都では吳服同盟會及鹿の子商組合で協議の結果毎月第一及第三の日曜を公休日と決定し、其他大祭日も休業する事に決定した。此風潮は次第に他の地方の小都會に及び、地方の都會では必ずしも第一、第三の日曜とは限らず、月に一回の所もあり又は二回の土地もあり、其地方の狀況に應じて毎月一定の休業日を決定する様になつた。關西地方で此様に店員優遇法が實施せられたに就て關東地方でも此問題起り、東京では各實業團體は屢々會合の上六月中旬材木商同業組合が先づ毎月十六日を以て店員の公休日とする旨を發表したのに習ひ、九月に入つてから次の諸團體は左の如く公休日を決定した。

材木商組合	毎月十六日
醬油屋組合	毎月十九日
酒屋組合	毎月十九日
質屋組合	毎月二十日
織物問屋組合	毎月第一第三日曜及三大祝日
洋傘問屋組合	毎月第一第三日曜及三大祝日
銅鐵商組合	毎月第一第三日曜及三大祝日
時計商組合	毎月十八日
材木問屋組合	毎月十九日及三大祝日
菓子製造組合	毎月一日十五日

白米商組合	毎月二十日
魚屋組合	毎月二十二日
薪炭商組合	毎月二十日
八百屋商組合	毎月十六日
算筒商組合	毎月十五日
布團蚊帳商組合	毎月一日二十日
皮革商組合	毎月十五日及祭日
下駄商組合	毎月二十日
染皮商組合	毎月十五日及三大祝日
足袋商組合	毎月第三日曜
漆器商組合	毎月十六日
洋服店組合	毎月一日十五日
洗濯業組合	毎月一日十五日
染物屋組合	毎月一日十五日
雜貨店組合	毎月十五日又は十六日
乾物屋組合	毎月二十日
肉屋組合	毎月二十日
醫療器械商組合	毎月第一日曜外一日
寫眞屋組合	毎月二十五日
小賣呉服店組合	毎月二十日(但し十二月は不休、一月は一日二日兩日休業)
市公設市場	毎月五日二十日
府公設市場	毎月二十日

尙又大阪に於ては拾二月になつてから呉服問屋組合では毎日曜休業の旨を發表し、名古屋では左の如く店員の公休日を決した。

▲織物卸賣同業(祝祭日、第一第三日曜)▲愛知塗箸業(祝祭日氏神祭、一日、十五日)▲陶磁器貿易商工(一日、十五日)▲愛知時計

製造業(祝祭日、氏神祭、一日、十五日)▲國産絞同業(祝祭日、氏神祭、東照宮、招魂祭、一日、十五日)▲文房具商工(氏神祭、一日)▲紙函製造(氏神、例祭、一日、十五日)▲絹布染色(祝祭日、氏神例祭、一日、十五日)▲英大小同業(氏神例祭、一日、十五日)▲肥料雜穀(大祭祝日)▲愛知綿毛布同業(一日、十五日)▲愛知鑄造同業組合(祝祭日、一日、十五日)▲蔬菜菓實商(祝祭日、氏神祭、二十一日)▲織物同業(一日、十五日)▲魚鳥業鮮魚(六月三十日、七月三日十二月三十一日)▲洋服商工(祝祭日、第一第三日曜日及一日、十五日)▲味噌醬油製造(祝祭日、氏神例祭、店員は毎月十五日、杜氏蔵人は毎月一回期日不選)▲賣藥同業(祝祭日、氏神例祭)▲桶類業(一日、十五日)▲貴金屬品職工(一日、十五日、店員は一日)▲和服裁縫業(一日、十五日)▲吳服太物商(三大節、第一、第二日曜)▲足袋問屋(氏神祭、祝祭日、一日、十五日、第一、第三日曜)▲種菓子製造(祝祭日、氏神祭、一日、十五日)▲履物商(一日、十五日)▲瓦商(十五日)▲工匠祝祭日、一日、十五日)▲玩具雜卸商(天長節、五日)▲染料(祝祭日、十五日)▲帽子製造(一日、十五日)▲組絲商組合(祝祭日、第一日曜)▲味噌溜問屋共進組(十日、二十五日)▲書籍商(四日)▲帽子製造業組合(氏神祭、一日、十五日)▲刺繡業組合(一日、十五日)▲中央團扇用札製造業(祝祭日、氏神祭、一日、十五日)▲理髮業聯合(十日)▲金物(祝祭日、氏神祭、第一、第三、日曜)洋鐵商(祝祭日、氏神祭、第一、第三日曜)

此等の公休日が果して何程店員等の心身回復に効果あるかは何等の調査報告に接しないが従來年二三回の休業しか持たなかつた店員等が毎月一定の休日を得る様になつたのは確に一大進歩には相違ない。

店員の休業日は此様に決定されたが彼等の勤務時間に就いては何等の決定もなければ又店員側からも之に

關する要求が唱へられもしない。彼等は大概朝六時頃から家庭用の雜役に使用され八時頃から店の業務に従事して夜の九時過ぎ迄遊び半分仕事半分で其日其日を過して居るのである。店員中には夜間補習學校に通學する爲夕食後店の仕事を止めて登校する者もあるが、此等は全店員の五割にも足りない。のみならず此等の店員が登校すると稱して活動寫眞館等に赴く様な傾向があるので自然他の者も登校と偽りて店を休むもの生じ其爲大阪市内の或る店の如きは全然補習學校の通勤を差止めた所もある。何れにしても勤務時間の問題は依然として往昔の番頭小僧時代と變りなく、又業務の種類に就いても店用の事務と奥向きの仕事との區別もなく、營業時間勤務時間の別なく命せられた仕事を朝から夜迄何とはなしに片付けて行く様な状態である。只だ此間に於て店主の家庭と營業用の店とが全然區別されて營業所が獨立して居る所では大抵午前八時頃から午後五時又は六時頃迄を營業時間と定めて居る。併し上述の状態と少しく異つて居るのは理髮業従業員の勤務状態である、理髮職人間では古くから毎月一回の休日を公定して居り、普通の職人は毎月一日十五日の二

回を休業日として居たのに對し僅かに一回ではあるが兎に角普通の店員よりは多くの休日を持つて居つた。それ故に本年普通の店員が公休日を云々し初めたる時には彼等は先づ勤務時間制限を主張し出したのである。普通の職人は月二回の休日ある上に月々の勤務は大抵日中丈で夜間の勤務はなく、若し是ありとした場合には夜業の手當を得て居た。然るに理髮職人は日給制度でない故休日も他の職人よりは少く、且つ勤務時間は午前七時頃から夜半十二時に及んだのである。それ故彼等は本年六月先づ東京に於て時間短縮を要求し始め、其結果日本橋區では十時間制を決議し、次で東京全市に亘りて午前八時就業午後九時終業の事を決議し、理髮業同業組合をして遂に此決議を承認せしめた。此報一度新聞に傳はるや直ちに全国各地の理髮職人に其影響を及ぼし、先づ名古屋にては八月十二日名古屋市帝國理髮學校愛知校友會で理髮業従業員の労働條件に就いて協議の結果、一營業時間を午前八時より午後九時迄とする事、二毎月十七日を休業日とする事、三日曜日は午後六時より休業する事を決議し、此決議を市内一般の同業者二千人に及ぼす爲委員を擧げて各方

面へ實行運動に着手した。之に次で北九州の工業地方の従業員も亦同様の運動を始めた。

不適用工場に於ける職工待遇

現行の工場法は十五人以上の職工を使用するもの及び事業の性質危険なるもの又は衛生上有害の虞あるもののみ適用せらるゝ。それ故に普通の工業で五人や十人の職工を使用する工場は何等工場法の適用を受けて居らない。幼年工に對する制限もなければ女工保護に關する制限もない。労働者は只だ工場主が定めたまの條件で労働しなればならぬ。併し此等不適用工場の数が僅少であり職工数が僅少であるならば大して問題とするにも當らないが其数は決して僅少のもではない。今不適用工場に就て先づ最も注意すべきは、

(一) 其工場數及職工數、(二) 職工の労働條件、(三) 職工の種別である。

(一) 不適用の工場の數は精確なる數字で示す事は殆ど不可能である。家内工業の如きも一種の不適用工場と觀れば觀れの事もない。此等のもの迄通算すると貧民窟の全家屋數は不適用工場とも觀られる。然し一家族丈で營んで居る工場は暫く問はないとして他から人

を雇ふて營業して居る工場數に就いて觀るも其數は非常に大きいものである。此等の工場數は日本全國で何程あるか殆ど探想はつかないが吾人が日常目撃する大阪市南區日本橋筋東一丁目丈に就て調査すると適用工場二に對して不適用工場と目すべきものは二十七八位ある。最も此方面は不適用工場の多い所であるが、大略適用工場一に對して約七位の割合で不適用工場があるのでないかと思はれる。次に其職工數であるが其數は殆ど調査不可能である。雇人かと思へば親族であるとか兄弟であるとか云ふ様な者も澤山居る。併し雇人らしき者、職工らしき者労働者らしき者も澤山居る併し雇人らしき者職工らしき者労働者らしき者を全部通計して觀ると適用工場職工數の約二倍又は二倍半位は不適用工場の労働者がある様である。

(二) 不適用工場労働者の労働條件は一言して云はゞ純然たる文字通りのスエーデンシステムである。職工の五人や十人使用して居る工場主は大抵頑固な親分で小僧から成り上つたのが多い。二言目には『おれ等が若い時は』で雇人を虐使して居る。殊に少年労働者を虐使する點は言語に絶して居る朝は六時から夜は十時頃迄義務教育を終へない様な子供を酷使して居る。此等の子供は健康も衰へ向上の精神も鈍つて新時代を構成する人間となるには餘りに心身が疲れ切つて居る。そののみならず賃銀の率も甚だ低い、中には年奉公の如きものもあり、住込みのものもあり、通勤のものもあるが普通の工場労働に者比して二割乃至三割位は少ない様である。其他工場設備の不完全などは云ふ迄もない。

(三) 不適用工場に働く者は主として少年労働者又は女工である。成年男工も居るには居るがそれは丁度大工場に於ける職工長とか伍長とか云ふ様な地位にあるので其數は類する僅かである。然らば何故に不適用工場に幼年工や女工が多いかと云ふに、それは此等の者は適用工場では種々の制限があるが不適用工場では制限に使用し得る故雇主の方でも便利であり、又労働者の方でも便利であるからである。尙其上十二歳未満の者は凡て適用工場から除外されたので、義

務教育も終らない幼年は少額の賃銀を得る爲痛切に貧乏を感じて居る親から強制的に不適用工場に追ひやられるのである。是は不適用工場の工場主の爲に甚だ都合のよい事であつた。彼等幼年工は賃銀はほしいが通用工場では使用してくれぬので止むなく不利益な労働條件を忍んで不適用工場に虐待せられて居るのである。

東京府に於ける工場法違反

者（大正七年度）

東京府に於ける工場法違反者は大正七年度に於ては設備不完全の點で檢舉せられたのが五百七十一件ある。大正六年度の七百十五件に比して百三十七件の減少である。反之實質上の違反即ち十二歳未満者の使用禁止、十五歳未満者及び女子の十二時間以上の服務禁止、十五歳未満者及女子に毎月二回の休業日設定等の規定に觸れたものは、七年度が三百四十三件で、前年度の百九十六件に比較すると百四十七件の増加となつて居る。

製箔労働者の性質

製箔労働者の労働に就いては特異なる點多々ある。

(一)空氣の流通を絶對に忌む事、(二)室内を乾燥せしむる事、

労働條件

(三)甚だしく煩雜であつて、例へば、シキガミ布紙を不斷に火にあぶりつゝ未製金箔を断えず火に温めなければならぬ、殊に夏日に至つては殆んど労働に堪えない、(四)賃銀勘定の甚だ複雑な事、(五)笑ふ事、大い息する事、クサ嘔めする事、咳する事、體を少しく激しく動かす事も出来ない、不動の姿勢を常に取らねばならぬ事、(六)技術習熟の長年月かゝる事等である。

不備なる工場

工場に於ける職工の負傷の原因は概して過失なりと云ふも警視廳の調査の結果工場の設備不完全に基因する者多きより過般來課員を派して嚴重に検査した後最も不完全な工場主二十一名を召喚し至急改修すべき旨命令した。就中最も甚しきは小石川桑原鐵工場で工場全體に粗惡で實際危險極りない有様で検査員は寫眞迄撮影した。西多摩の小山線系工場は危險豫防装置を缺き、本所押上東部鐵道工場内は噴煙充滿し、柳島の木工場は消火設備を怠り、深川日本鑛業工場は粗惡にして危險を感じ、小石川山本螺旋工場は火災の避難施設が不完全で其他大工場にして不完全を極むる者あり、のみならず、男女の湯殿を隣合せに作り猶外部より女湯を見え透す等の者もある。昨年六月以來同廳では百

名以上の職工を使用する工場三百五十人以上の工場四百六十を改修せしめたが、それ以上の大工場に對する注意を怠つた傾きがある爲めに今回の調査となつた。舊式建物、通路に機械の露出したもの、採光の不備なもの、換氣の不良なもの、風規衛生上の設備を怠つたもの等が多く、調査の方針も従つて機械に依る危険豫防を第一、風紀を第二、防火第三、一般地勢は隣地並に道路との關係敷地は餘地の狀況建物の堅弱等を主としてゐる。

東京に於ける工場の作業短

縮及賃錢低落

四月廿二日東洋新報紙上に紹介したる警視廳山下工場課長の談に見るに

『最近の調査に依ると日給としての職工の賃銀は減少してゐない。工場増設歩合も昨冬十二月以來今春二月迄は著しく減つて一ヶ月三四十件に過ぎなかつたが三月になつてから一ヶ月百件近くに上つた様である。併し、戦争中の如く、注文殺到して夜業を續けたり時間を延長したりした工場は當今では夜業を廢し、時間を短縮したから職工達も實収入が減少してゐる、作業短縮の傾向は近來殊に著しく夜業の如きは各工場とも殆ど廢したから職工の苦痛の聲は一層高い、殊に地位の不安な又現に解雇された不熟練職工の群の如きは問題の

中心であつて、危険なる状態に陥る可き可能性を備えてゐる。』云々

住友伸銅所の公症私症の判

別検査

六月十七日大阪毎日新聞所報によれば住友伸銅所では病氣の爲一週間以上缺勤し再び出勤せんとする職工に對して、其都度健康診断を履行し職工の健康に一層の注意を拂ふ事とした。尙職工が病氣になつた場合公症私症を判別検査する爲特別の設備をなすこととし、從來大阪市内の各工場では多くは一年に一兩度の健康診断をなすに過ぎず、僅に難波の煙草專賣局が罹病後の出勤者の診断を行つて居る丈である。

鐵道院の八時間労働實施

鐵道院では八十七萬の經費を以て其現業員の一部に一日平均八時間の労働制を本年度より實施する事に決定した。其方法は三交替制で二晝夜に三人を勤務せしむる制度であつて、嚴格なる意味の八時間労働制ではないが結局一日平均八時間勤務の割合となるのである。制度の適用を受くる者は運轉係中の信號手、轉轍

手、操車手、汽車係中の入替機關手、火夫、炭水夫、機關車掃除夫等で、而も其等の内の作業の繁忙なる部分のみに限られて居る。目下鐵道院の現業員は運輸五萬六千人、汽車係二萬六千人合計約八萬二千人であるが、本制度實施の爲新に加入する人員は運輸千二百六十六人、汽車九百七十人、合計二千八百六十六人である。それ故三交替制の適用を受くる者全部を加算しても約六千五百人で現在員全部の一割にも満たない。尙給料は雇員には平均二十三圓七十錢、判任待遇者には四十一圓五十六錢位で、之に五割増を加へたものを支給すると云ふ。(六月二十五日)

東京府下王子、瀧の川町内

職工の賃銀及時間

東京府下王子町役場及瀧の川町役場の調査によれば同町内工場の職工賃銀及時間は次の如くである。(六月)

工場名	就業時間	職工數	大正八年 平均日給
陸軍銃包	三	男 三、四六 女 一、四〇	一、四〇
陸軍火具	三	男 一、八〇 女 一、八〇	一、四〇

労働條件

工場名	就業時間	職工數	大正八年 平均日給
陸軍被服	三	男 一、四〇 女 一、四〇	一、四〇
陸軍火藥	三	男 一、四〇 女 一、四〇	一、四〇
十條導火線製造	三	男 一、四〇 女 一、四〇	一、四〇
關東酸曹	三	男 一、四〇 女 一、四〇	一、四〇
揖斐川電池	三	男 一、四〇 女 一、四〇	一、四〇
東洋毛織	三	男 一、四〇 女 一、四〇	一、四〇
角谷組紐	九	男 一、四〇 女 一、四〇	一、四〇
中村英大小	三	男 一、四〇 女 一、四〇	一、四〇
遠山白墨	三	男 一、四〇 女 一、四〇	一、四〇
佐藤製衡	三	男 一、四〇 女 一、四〇	一、四〇
鈴木製油	三	男 一、四〇 女 一、四〇	一、四〇
王子製紙	三	男 一、四〇 女 一、四〇	一、四〇
王子分工場	三	男 一、四〇 女 一、四〇	一、四〇
同十條工場	三	男 一、四〇 女 一、四〇	一、四〇
王子煉瓦	三	男 一、四〇 女 一、四〇	一、四〇
豐玉製紙	三	男 一、四〇 女 一、四〇	一、四〇

(以下王子町内)

東洋紡績 玉子分工場	堀川莫大小	四田製紐	大橋工業	千代田煉瓦	王子鐵工	石井醬油	神谷製作所	西尾タリン	岩崎眼鏡	八重田製作	小島鐵工
三	三	三	二	〇	〇	〇	九	〇	〇	〇半	〇
同男 同幼工 同女 同幼工	同男 同幼工 同女 同幼工	同男 同幼工 同女 同幼工	同男 同幼工 同女 同幼工	同男 同幼工 同女 同幼工	同男 同幼工 同女 同幼工	同男 同幼工 同女 同幼工	同男 同幼工 同女 同幼工	同男 同幼工 同女 同幼工	同男 同幼工 同女 同幼工	同男 同幼工 同女 同幼工	同男 同幼工 同女 同幼工
〇九 〇三 〇七 〇八	〇三 〇四 〇五 〇四	〇七 〇四 〇五 〇三	〇三 〇三 〇三 〇三	〇六 〇二 〇三 〇二	〇三 〇三 〇三 〇三	〇五 〇一 〇二 〇一	〇六 〇一 〇二 〇一	〇八 〇一 〇二 〇一	〇八 〇三 〇二 〇一	〇六 〇一 〇二 〇一	〇八 〇一 〇二 〇一
不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳

(以下瀧川町内)

帝國毛絲	大畑伸銅	天野貴金屬	ナシヨナル 蓄音器	京北ボム	村上撚絲	岩井製作	東洋曹達	西川モスリン
〇	〇	三	〇	〇	三	〇	三	三半
同男 同幼工	同男 同幼工	同男 同幼工	同男 同幼工	同男 同幼工	同男 同幼工	同男 同幼工	同男 同幼工	同男 同幼工
七二 一五	一五 一五	二五 二五	八四 八四	八三 八三	三四 三四	一三 一三	一七 一七	二五 二五
不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳

陸軍職工優遇法と召集者へ
給料補給

陸軍では今後其雇傭して居る者が演習召集に應召し又は簡閲點呼に參會した場合に、本來の給料と軍隊より受ける給與との差額を補ふ事に規則を改正した。例へば砲兵工廠にて日給七十錢を得る職工が召集せられ上等兵として勤務して二十七錢を給與せらるる場合には

差額四十三錢を砲兵工廠から補給するのである。それ故應召の爲収入を減ずると云ふことなく安心して勤務し得られ、延ひては應召又は參會を厭ふが如きものを一掃することが出来る。併し應集中勤務の成績不良なる場合は隊長より本人雇傭の官廳へ其旨を通報して其程度によりて補給額を若干減少せらるることもある。

(六月二十七日)

富士瓦斯紡績會社の最低賃

銀制定

富士瓦斯紡績株式會社では七月より最低賃銀制を定十九歳以上の男子に對しては日給七十錢、十六歳以上の女子に對しては日給四十錢を以て最低賃銀とした。

電信電話郵便事務員の増員

計畫と時間短縮

七月十二日の新聞所載秦次官談に據れば逓信省管下の電信電話郵便事務に従事する者の勤務時間を短縮する目的にて七月九日全國逓信局に向つて二千十四人を

増員する様に通知を發した、即ち現在三等郵便局以上に勤務してゐる通信員は一萬七百人許りであるが其處へ二千十四人の増員をすると労働時間も餘程短縮されず。今回は通信員のみだが尙集配人遞送人、電話事務員の大増員をも計畫してゐる。

富山縣炭酸泉會社職工に利

益を分配す

七月廿五日時事新報所載に據れば富山縣城端町の炭酸泉株式會社にては時局に鑑み本年上半期純益金の一部を割きて職工一同に利益配當をした。

福岡聾啞工藝品製作所労働

條件改正

七月廿六日より作業を開始して福岡縣盲聾學校内株式會社聾啞工藝品製作所は八時間制を實行し、午前八時より午後五時迄である、故に正味八時間である、工場は木工部縫工部合して職工五十名賃銀最低六十錢最高二圓で晝一時間労働を爲す職工に對し夜間教育を行

ふ株主の利益を五分と定め重役無報酬、利益は賞與と積立に使ひ、可及的に職工を株主たらしめんとするものと云ふ。

神奈川縣浦賀船渠會社職工 に利益配當す

七月末、神奈川縣下浦賀船渠會社は重役會議を開き、本年前半期純益金中より十四萬圓を一般職工に配當するに決し職工五千五百餘名に對し一場の講演をなして利益配當金を郵便貯金通帳で與へた。

利益の半分を使用人に分配 する安藤製版所

大阪市西區京町堀二丁目安藤製版所にては七月末、資本金家労働者の問題を調和する爲めに、純益金の二分の一を職工と事務員に分配し、残りの五分の二を職工事務員の共済基金に宛て其殘額を資本主の所得とした。安藤氏は尙其成績を試験する爲めに營業狀態を全部公開する意志を持つてゐる。

姫路印刷業組合の十時間勞 働制決議

八月一日姫路の印刷業組合は總會を開き組合規約其他に就いて協議した結果、従業員の公休日を正月三日間及一ヶ月皆勤者に限り一日十五日二日間を附與するの件、及春期に職工慰安會、表彰會を行ふの件は再協議に附する事とし、就業時間を十時間に改むる件を決議した。因に、印刷職工を以つて組織してゐる交友會側の賃銀要求に對しては組合員相互に之を妥協する事を申合せた。時間問題が漸く問題になりかけた頃の資本家側の態度として大小都會に於ける出來事ながら一寸注意に價する。

長野岐阜地方製絲工賃支拂 期

長野岐阜地方の習慣として同地方製絲工場の工賃支拂期は工場法に依らず、知事の許可を得て年一回乃至二回に支拂ふ事になつてゐた。處が其許可期限が八月

限なので製絲以外の他職工に依れば月二回で前半月は廿日迄後半月は翌月五日となつてゐる、之では工場主も困り女工の父さんも歸郷の際纏つた賃銀を持つて歸らず、月々浪費も殖えるのを恐れてゐると云ふ状態であるので縣工場課でも目下研究中であると云ふ。

名古屋郵便局八時間制採用

名古屋郵便局にては八月一日より電信事務員の労働時間を八時間にした。從來最長十四時間最終八時間平均九時三十三分の労働時間であつたものを最長十時間最短六時間平均七時間五十七分となつた。

労働者の公休日問題

工場労働者の公休日は從來毎月一日十五日を以て通常休日と定めてあつた、中には紡績職工の如きは日曜毎に休日を得る者もあつたが是は晝夜二交代で作業して居る工場の事で其他の工場では休日は主として一日十五日に限られて居た。然るに七月中旬東京印刷業組合では此制度を變更して毎日曜日休業と決定し、八月始めから實施する事となつた。併し毎日曜日休業とする

ときは自然職工の月收總額に減少を來たす故日曜にも賃銀半額を支給する事とし日曜出勤者には其日丈五割の賃銀を支拂ふ旨を決議し、此決議事項を東京の印刷組合たる信友會に通知した。是より先一日十五日の休日を廢して日曜休日とするの議各所で論じられ、一日十五日は學校の休日と無關係なる故學校兒童の休日たる日曜に各職工も休業さす様にすれば、家族全部が同日に休日を得て家庭の幸福を増進すると云ふ意味よりして此論次第に有力となり、毎日曜を休日と決定した工場も相當に出來たが大多數は毎月第一、第三の兩日曜を以て一日十五日の休日に代へると云ふ事になつた。偕て次で起るべき問題は休業日賃銀の問題であるが、之れは七月上旬東京府下大崎町の陸軍衛生材料廠では是が實行を發表して以來、幾分か之に似たる事を行ふて居る工場もある様であるが大體に於て工場労働者の多數は公休日に賃銀を得て居らぬ様である以上は工場労働者に就ての事であるが屋外労働者即ち自由労働者に到つては公休日などは殆ど問題になつて居らぬ。彼等は雨天ならば殆ど労働市場に顔を出さぬ。即ち労働の性質上雨天は最も不利益な條件で労働せねばなら

ぬ故自由労働者は通常雨天を休日と心得て居る様である。

鐵道院の時間外勤務手当

八月二日鐵道院では給料支給規程中を改正して時間外勤務に對し次の様に手当を給する事を發表した。

- 一、建築工夫、線路工夫をして定時間外に勤務せしめたる場合は一時間を超過したる勤務に對し一時間に就き日給額の百分の十の割合を以つて増務給を支給す、又、午前五時前、午後八時後勤務せしめたる場合は定時間内は一時間に就き日給額百分の三定時外なる時は百分の十三の割合を以つて歩増加及給務金を支給す。

大阪砲兵工廠の労働条件改

善

八月中旬になつて東京砲兵工廠に於ける労働爭議の影響は大阪砲兵工廠に及び、賃銀値上を要求する者も出で、其他労働条件の改善を叫ぶ者も出て來たので八月十五日大英斷を振つて労働時間を従前の午前七時より午後五時迄に改め、日曜祭日を半給とする事を發表した。

海軍職工の諸問題

「海軍職工の現状」なる題下に八月廿三日大阪朝日紙上に紹介されたる一文は海軍當局者の對労働者意見の大様と見られる。其概略は次の如くである。

現 状

- 一、労働時間は常務十時間（十一時間中、食事三十分、並に午前午後各十分の休憩、都合五十分控除）で夜業、日曜就業其他時間外勤務には之に相當する賃銀を増給する。
 - 二、賃銀は一般民間會社に比して左のみ遜色なし 殊に本年四月五割の臨時増給があつた以外に時間外勤務等の収入を加へ更に請負加俸の収入を加算すれば工廠地一般市民よりも生活豊かなりと信じてゐる。以上の外に年四回の定期増給がある。
 - 三、其他の待遇、米麥を初め生活消耗品の購入にも便宜を與へ更に救済資金を設けて各職工給料の十分の一を貯蓄せしめ政府より是と同額の補助金を與へて疾病失業の急に應ぜしめてゐる。
 - 四、見習工は工廠内で教育を施し、設備の許さない處では、市内の夜間補習校へ入學せしめ、其時間を労働時間に加算して給料を支拂ふ。年限は尠くとも二ヶ年で、普通職工と成つて後更に二ヶ年の義務を附する。見習工と雖も義務教育終了者に限るから幼年工の問題は無い。
 - 五、婦人工、寫圖藥業製造其他に使役されてゐるが、大部分職工の妻女であるので家政を取るの便宜を與へる爲め九時間労働として一面男女工の出退時を異にせしめ風紀の取締りに便じてゐる。
- 國際労働會議其他に關する意見** 八時間労働案に向つては他の事業同様斷然除外例を設くるに非ざれば多數職工の増募を要し

經費の點より從來通り造船事業を繼續し難い、斯くては我造船計畫に支障を來し國防上の大問題である。で海軍では艦政局第六課長藤原七佐を國際勞働準備委員會に出席せしめて、多分他方面と同様八時間制に除外例を求むるだらう。

平和前後の職工の増減

各工廠では戦争中は大変異動が激しかったが平和成立後安定して、最近では小數乍ら増加の傾向がある。尤も平和克復後民間工場の倒潰に伴ひ多數の職工が海軍に來ると豫想されてゐたのに豫想に反したのは事實である。其重なる理由は官紀嚴肅、風紀嚴格なので窮窟に感ずる爲であらう。然し將來多數の職工を必要とするは明かであるから之を補充する途は海軍當局の不斷に腐心する處である之が爲めに勞働組合の出現を計つて官私の間に適當なる指導者を有せしめ、工廠で職工には手牒を附して其異動を防ぐ事が肝要だと説く者もあると云ふ。

大阪市内外の運輸従業者の 収入調査表

大阪市役所調査課が發表した、大阪市内外の運輸従業者の八月末現在の収入調査は左の通りである。

職名	自二十錢至四十錢	自四十錢至六十錢	自六十錢至八十錢	自八十錢至一圓	一圓以上
監督	1	1	27	95	102
車掌	1	435	297	62	3
運轉手	1	175	233	76	10
驛掌	1	216	108	15	3
轉轍手	1	27	56	20	1
踏切番	46	324	95	3	1

勞働條件

役夫 六 一七六 八二 九
 驛長 1 1 八 七 五
 助役 1 1 一 四 一
 貨物掛 1 一四 五
 驛夫 一八 四八 一
 收札員 1 27
 其他 一三 二
 計 八四 一四一六 九五六 二八八 一二三

即ち五郊外電車に従事せる二千八百六十七人に就て見るに最低二十錢より最高一圓餘に亘りて最も多數を占めつゝあるは四十錢以上六十錢迄の日給に生活せる一千四百六十六人に次いで六十錢以上八十錢の九百五十六名にして一圓餘は僅に百二十三名に過ぎず而して直接乗客の死活を支配する運轉手は六十錢以上八十錢月額十八圓以上二十四圓迄の者二百三十三名六十錢以下の者百七十五名にて一圓以上即ち月三十圓を得つゝある者は十名なれど各社に割當つる時は一社二名に當るべし更に車掌に至つては六十錢以下の者最も多く四百三十五名を算し六十錢以上八十錢迄の者二百九十七名一圓以上三名なれば會社によりては一圓以上收得車掌は一名も無きものもある譯なり其他各業務を見るに總體に低級なる日給に生活せるもの多く現今の物價に對比する時は其生活の困難なる事當然なるべし元より以上の賃銀額は定額賃銀にして此外に多少の手當又は補助費あるべしと雖も其基本賃銀が低額なる以上支給額も自然大ならざるべし。次に各社の工夫に就て見るに日給定額左の通りである。

職名	自二十錢至四十錢	自四十錢至六十錢	自六十錢至八十錢	自八十錢至一圓	一圓以上
軌道工夫	1	15	47	34	19
測量工夫	2	4	7	6	7
線路工夫	1	2	167	85	28
石大塗工	1	1	2	3	15
鍛冶工	1	1	1	1	1

三一五

電氣線夫	一	七	八六	九九	五三
見習驛夫	九	一〇	一六	四	一
車輛工	四七	七五	一二八	一三七	一八六
動力火夫	一	五	三三	四〇	一五
注油手	一	八	二〇	一二	一四
用度	一	七	一六	一三	一
計	五九	一三三	五二三	四三四	三三九

即ち各種工夫一千四百八十八名の内六十圓以下の者は百九十二名に過ぎずして大多数は六十錢以上八十錢迄の五百二十三名次ぎは八十錢以上一圓迄の四百三十四名一圓以上の者さへ三百三十九名を算し比較的高給にして責任の大なる勞務に従事せる運輸従業者とは全然反對の状態を呈し居れり無論運輸従業者と工夫との間には技術の熟練健康等の關係上以上の相違率は或は當然なるやも計らざれど運輸従業者賃率は豫想外に低率にして其責務及び他の各種勞働賃銀を比較する時は多少不釣合の觀があるやうだ。

陸軍職工優遇法

陸軍省では各地の所屬職工の優遇法に就て豫て研究中であつたが八月下旬に至り其草案が出来上つた。内容は即ち左の如きものである。

- 一、數年間勤續者にして解雇又は辭職する時は相當の退職手當を支給する事。
- 一、特別なる仕事に従事し疲勞を感じたる場合は慰勞休暇を與ふる事。
- 一、精勤又は善行者及兵器製造の發明考案を爲したる者に對しては賞金又は賞狀を附與する事。

- 一、職工の知識増進徳性を向上せしむる爲め時々講話會を開く事。
- 一、職工の子弟にして學業優秀なる者は官費にて學校に入學せしむる事。
- 一、職工慰安の爲に時々慰安會を開く事。
- 一、職工の子弟にして職工を希望する者に對しては徒弟の教育を施す事。
- 一、日曜祭日の安息日に際しては日給の半額を支給す（從來支給せざりしもの）父母の忌引又は災害に遭ひ休みたるものには日給の全額を支給する事（從來支給せざりしもの）
- 一、職工の乳兒、幼兒は所内に哺育場又は託兒所を新設し數名の嫁婦を雇入れ之に預け養育する事。

東京印刷局の時間給制度

東京印刷局では九月から新に時間給制度を採り五時間以上何時間でも勤務した者は其時間に應じて其時間丈の賃銀を支給する旨を發表した。之に依つて神田方面の苦學生をも勞働に従事せしめ得る様になつた。

海軍職工手當

九月二十九日附海軍公報に依れば海軍官役職工人夫に對する臨時手當支給を大正八年達第六十七號臨時手當支給規則第二條第三項の規定に準據せずして新に左記の區別に従ひ毎月臨時手當を支給するに決定した。

但し右手當は所屬廳長に於て適宜増減し得る事が出来るのである。

- 一、日給一圓七十錢以上の者 日給の十分の六
- 一、同一圓七十錢以下の者 同十分の六
- 一、同一圓六十錢以下の者 同十分の七
- 一、同一圓二十錢以下の者 同十分の七
- 一、同一圓十錢以下の者 同十分の八
- 一、同一圓以下の者 同十分の八、七
- 一、同八十八錢以下の者 同十分の九
- 一、同八十四錢以下の者 同十分の九、五
- 一、同七十二錢以下の者 同十分の十

大阪市内幼年職工賃銀調

大阪市内夜間小學校三十五校の就學兒童一千五百〇三名に就き晝間労働時間を調査したるものは男子最長十七時間、女子十五時間で短き者と雖も八時間前後である。尙賃銀に就いて大阪市調査課の發表する所は次の如くである。(九月)

無報酬	日給の部	月給の部	日給の部	月給の部
四十錢以下	一六八	三十錢以下	九二	四三
七十錢以下	一五三	五十錢以下	五九	四三
七十錢以下	七七	七十錢以上	一二	四三
三十錢以下	六六	四十錢以下	四三	四三
五十錢以下	一七	七十錢以下	一四	四三

労働條件

年給其他の部	仕着衣	年給其他の部	仕着衣
一圓以下	一圓五十錢以下	一圓以下	一圓五十錢以下
二圓以下	二圓五十錢以下	二圓以下	二圓五十錢以下
三圓以下	三圓五十錢以下	三圓以下	三圓五十錢以下
四圓以下	四圓五十錢以下	四圓以下	四圓五十錢以下
五圓以下	五圓五十錢以下	五圓以下	五圓五十錢以下
六圓以下	六圓五十錢以下	六圓以下	六圓五十錢以下
七圓以下	七圓五十錢以下	七圓以下	七圓五十錢以下
八圓以下	八圓五十錢以下	八圓以下	八圓五十錢以下
九圓以下	十圓以下	九圓以下	十圓以下
十圓以下	二十圓以下	十圓以下	二十圓以下
不明不定者	三十圓以上	不明不定者	三十圓以上

即ち日給者五百六十一名、月給七百十六名、年給三名、仕着衣二十四名不明者百九十九名で、内最多數は無報酬の百六十名次ぎが日給三十錢以上四十錢迄の者日給七十錢以上一圓迄と一圓以上一圓五十錢迄の各百四十四名であつて、三十圓以上の者などあるは機械工である。大多數は申譯的の賃銀である。之等幼年工が物價騰貴の爲めに工場主より受くる一ヶ月の割増金を見るに次の通りである。

無割増	一圓乃至三圓	無割増	一圓乃至三圓
七八六	六四	七八六	六四
五十錢以下	六圓以下	五十錢以下	六圓以下
二五	一五	二五	一五

十圓以下	二一	十五圓以下	一一
二十圓以下	二	二十圓以上	二
一時間五錢	一	不明	五四二

即ち内約五割二分は無給者三割六分は不定又は不明にして明かに割増金を受けてゐる者は僅かに一割二分に過ぎない、而も内三十四名は仕着衣を受けてゐるか賃銀として収納する者は漸く一割前後であらう。

工場民主制的な自動車會社の設立計畫

十月初め、東京市内外の自動車運轉手有志者約七百名は先般來よりの結束運動の漸く成ると共に、矢野恒太郎氏と結ぶの機縁を得て、愈々資本金五百萬圓の相互自動車株式會社設立計畫を發表するに至つた。

- 一、従業員は必ず株主たる事。
- 二、重役中數名は従業員より選出する事。
- 三、利益金の過半を従業員に分配する事。

陸軍省所屬事業部現業員の増給

十月十日陸軍省所屬事業部現業員に對する臨時手當

増額は發表されたが夫に依ると、増給状態は左の如くである。

砲兵工廠、千住製絨所、被服廠、糧秣廠、衛生材料廠、兵器支廠、運輸部、陸地測量部、鐵道電信各隊、材料廠、軍馬補充部、支部等の陸軍事業部に於ける現業員に對し臨時手當増給に就ては先般來詮議中の處愈是等各事業部に於て直接其現業に従事する雇員傭人、職工に限り臨時手當を左記割合により増加支給の事に決定八日本省より夫々關係部隊に通達す。

日給七十二錢以下の者五割▲同八十四錢以下の者四割五分▲同八十八錢以下の者四割▲同一圓以下の者三割五分▲同一圓十錢以下の者三割▲同一圓二十錢以下の者二割五分▲同一圓六十錢以下の者二割▲同一圓七十錢以下の者一割五分▲同一圓七十錢以上の者三圓(月給者の増給率も概日給者と同一)

右増給の結果從來の五割に加へ最高十割最低六割の臨時手當となる傭人及職工に限り當該部隊の長官に於て必要と認むれば總員に對し前記手當率を乗じて得たる經費の豫算内にて實情を適するが如く増減し得る事に規定せられあり前記の増給により砲兵工廠等に於ける職工は大部分十圓内外の増給となる又之がため本年度(八ヶ月分)間に於ける増額經費は概算三百萬圓に達する計算なり本増給は本年八月分より支給するを得る事に定められた。

三重縣富田織布工場と幼年工六時間労働

十一月初め三重縣新町富田織布工場は工場法の制限

を破つて十二歳未満の幼年工約五名を使用したるを工場課の爲めに摘發され、結局訓戒の上今後幼年工に對し一日六時間、卅分休憩一ヶ月四日休暇の條件にて特別に雇傭を許される事となつた。

東京市電從業員の收入

「月收五十圓より八十餘圓に至る」との廣告を以つて絶えず從業員募集してゐる東京市電は十一月に入りて從業員より此點に就いて皮肉なる要求を受けた。募集廣告に掲げられて居る條件は

- 年齢 車掌十八歳、運轉手二十歳より
- 學力 小學校卒業程度
- 給料 五十圓より八十圓餘に至る
- 見習 期間約五十日日當金七十錢
- 試験 毎奇數日執行

となつて居るが實際は從業員の月平均運轉哩數は千六百餘哩で歩合に直して廿二圓平均だと云ふ、今之れに諸種の手當を加へ、一日も缺勤なき者の收入が左表の如くである。

	歩合	臨時手當	等級手當	公休手當	合計
特等	二二	三四	一一	六	六八
一等	二二	三一	八	六	六二

勞働條件

二等	二二	二九	六	五八
三等	二二	二七	四	五四
四等	二二	二六	三	五二
五等	二二	二六	一	五〇
六等	二二	二四	一	四八

六等とは初任より二ヶ月以降、五等は三ヶ月目四等は四ヶ月目、三等九ヶ月、二等一ケ年、一等二ケ年目特等三ケ年目以降と定められてあるが事實は十二三年もせねば特等になれず、特等には更に四等級あり、四等となるには千人に一人位なものであるから、一日も缺勤なくして四十八圓餘——六十八圓餘である、尙、一日——三日の缺勤は十分ノ一、四日——六日は十分ノ二、と順次手當は差引かれる廿二日以上の缺勤者には皆無となる、更に故障、事故の時には夫々差引かれて、しかも一定の月給、日給と云ふ者がない。

巖手縣と製絲工場

巖手縣には大小約三十ヶ所の製絲工場がある、最大なものには山十組製絲場（一ノ關町）及尾澤組製絲場で前者は約五百名の男女工を有し後者は約四百名である、勞働時間も至つて舊來のまゝで、一晝夜十四時間半短

くて十三時間である、尾澤組工場も表面十二時間を稱へて居るか實際は平均十三時間である、只食事だけが從來より稍改善された位である、本年九月より實施の筈の賃銀月拂の法も只帳面だけで前借食料等を差引きて殘金を支拂はないもが多い。しかし男女募集の政策上漸次改善を見るだらう(十一月九日國民新聞)

東京電氣會社の増給

十一月廿七日、東京電氣株式會社では新賃銀給與の細目を發表した、之は先般來相談所を社内に設けて、職工の意見を十分聽いた上で決せられたものであると云ふ。

日曜祭日公休 年二期の賞與 手當九割(十一月より)

職工二千五百、事務員五百名に一樣に給し、此結果從來二十五圓乃至百二十圓であつたものが五十圓乃至二百圓となる事となつた。

長野縣片倉組の利益分配制

度

片倉組では労働賃銀の調節を計る爲十二月から自己の經營の製絲工場に従事する従業員全部に對して純益

金の百分の十以上を供給する事に定めた。

八時間労働効果(川崎造船所調査)

我國に於ける八時間労働制最初の採用者たる川崎造船所は其後の作業能率如何に就いては造船界は勿論一般鐵工業界の興味を以て注視して居る所であるが、今同所調査に依れば實施以來日尙淺きを以て工場全般に涉つて能率増進を云々ある事は六つかしいが職工の出缺、製鋸、打鋸、道具製作、製條、鍛冶等の小區分にあつては日々の統計上成其成績適確に能率の増進を示して居る其概略を示すと大凡次の如くである。

職工出勤

去る九月一日以後急業問題發生前即ち同月十七日に至る間に於て其出勤人員は九月四日(賃金支拂日)に總人員一萬四千人を超過したる外概ね一萬二千五百人を越えず總人員に對する出勤率は七割三分なりしが十月同期間に於て七割八分に上り更に十月十八日以後は八割八分を下るものなく、二十五日以降は九割内外の好成績を示すに至れり、即ち十月中の平均出勤歩合は實に八割四分にして、九月上旬の七割三分に比し一割一分の大増差を示せり、故に假りに總人員を一萬六千人とすれば千七百餘人を増加したる勘定なり、而も新制度發表と共に職工の募集を中止したるを以て總人員は漸減して十月末一萬五千八百人となり、九月中の最高一萬六千七百人に比し實員に於て九百餘人を減少したるに拘らず、出勤率は前述の如く却つて増加せるを以て、減員を補充して尙餘りあるのみならず新に募集したるものよりも技能熟達等の點より見れば却つて其成

皆良好なり、只賃金支拂日の翌日に於て急に勤者の増加する弊風は未だ全然矯正さるゝに至らず。

製鉄工事

九月一日より十七日迄の製鉄の最高五萬四千餘本、二萬二千五百封度最低三萬一千餘本、一萬三千封度、平均四萬六千餘本、一萬九千餘封度なりしも、十月同期間には最高五千餘本、二萬餘封度、最低四萬四千本、一萬五千餘封度、平均五萬餘本、一萬八千五百餘封度となれり、九月中は作業時間十二時間なりしに、十月四日以來は十時間作業に改めしに一日能く五萬七千本二萬二千五百封度の製産高を擧げ、空前の好成績を示せり。每一時間當りの製産高を見るに念業前(自九月一日至九月十七日)は製鉄本數四千五百本を超えたるは九月四日のみなりしが、新制度實施後にては四千五百本を下る日皆無となり、九月十六日の如き五千六百餘本の大製産高を表すに至れり。其重量に就いて見ると九月上旬は概ね千四百乃至千八百封度の間を往來するもの多かりしも十月同期間には千五百封度未満のもの一日もなく、概して千六百乃至二千二百封度の製産力を發揮し、爾後能率益々増進して普通の日において千六百封度以下に降らず、同月二十日には二千二百封度二十一日には本數五千七百本を超過せり。

船體鉸鉸

船體鉸鉸は念業前は毎日十二時間交代にして、問題解決後十時間とし十月三日より八時間とせり、然るに其毎日打鉸總數は八時間制實施以來却て増加せり。

	自九月一日 至九月十七日	自十月三日 至十月十七日
最高	七九、〇〇〇本	七四、〇〇〇本
最低	二三、〇〇〇	四三、〇〇〇
平均	六一、〇〇〇	六四、〇〇〇

即ち最高に於て減少したるも平均本數に於て約五分を増加し十時間制時代の平均五萬四千本に比較するも約一割八分の増進を示せり、十月十八日以後に於ては一日打鉸高平均六萬一千餘本に下りし

労働條件

も其最少日にあつても、五萬本を下らざるの状況にして、能率増進の結果によるもの尠からず、尤も鉸鉸作業は職工五名を以て一組(一ホド)となり打鉸するものなるを以て、其打鉸數の増減は作業時間の長短のみならず組數の如何に關係する所大なり。故に其能率の大を比較せんとせば其每一組一時間當り鉸鉸數を對照するの必要あり。一ホド毎時間の打鉸數平均を見るに、九月上旬は概ね二十乃至二十九を表示するに過ぎざりしも、十月上旬以後には多く三十乃至三十七の間を往來するに至れり。

道具製造

道具製造も一般に能率増進し、鑪平目切の如き能率特に著しく一日平均目切高二百四十寸内外を示し三割八分の増加を告げたり。其他兵庫工場に於ける各種作業工程は新制度實施以來益々進捗し、特にパーミルの如き頗る盛況を呈し、十月上旬の製産高は九百三十六噸四三六にして一時間當り三噸八二三の多きを算せり。同工場は定業八時間の外二時間殘業を履行せるを以て結局實働十時間の割合なり、之れを十時間制時代に對比するに製産總高に於て十一噸七、一時間當りに於て一噸餘を激増せり。

期	間	總製産高	一時間當製産力
七年	八月下	九一三、四六九	三、〇三七
同	十月上	一、〇三二、七〇八	三、三九五
八年	八月下	七七八、〇五七	三、一〇〇
同	九月上	九二四、七三六	二、七三七
同	十月上	九三六、四三六	三、八二三

フォーチング・シヨップの製産も半箇月に二十萬噸を超え居れるが、其製産費は工賃増加の割合多からず是れ作業能率の昂上せる結果に外ならず。

期	間	製産高	工賃	製産費總額
三月	上	九七噸	三、一六五	二六、九四三
九月	上	一九四	三、五三六	二九、二六九
十月	上	二〇六	七、〇六〇	三二、九二一

全國職工解雇數調 (自大正七年十一月十二日)

府縣	染織工場			機械器具工場			化學工場			飲食物工場			雜工場			特別工場			合計			
	工場	男	女	工場	男	女	工場	男	女	工場	男	女	工場	男	女	工場	男	女	工場	男	女	
東京	1,372	1,031	2,403	3,064	2,457	5,521	755	203	958	1,777	1,571	3,348	1,477	1,372	2,849	2,011	1,847	3,858	1,336	1,336	5,192	4,172
京都	217	101	318	368	243	611	55	35	90	65	30	95	33	23	56	33	23	56	33	23	109	109
大阪	293	101	394	382	273	655	74	28	102	74	28	102	33	23	56	33	23	56	33	23	109	109
神奈川	43	101	144	173	101	274	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
兵庫	7	101	108	117	73	190	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
長崎	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
新潟	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
埼玉	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
群馬	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
千葉	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
茨城	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
栃木	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
奈良	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
三重	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
愛知	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
静岡	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
山梨	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
滋賀	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
岐阜	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
長野	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
宮城	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
福島	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
青森	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
山形	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
秋田	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
石川	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
富山	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
鳥取	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
島根	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
岡山	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
広島	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
山口	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
和歌山	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
徳島	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
香川	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
愛媛	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
高知	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
福岡	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
大分	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
佐賀	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
熊本	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
宮崎	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
鹿兒島	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
沖縄	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
北海道	3	101	104	107	73	174	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
合計	1,372	1,031	2,403	3,064	2,457	5,521	755	203	958	1,777	1,571	3,348	1,477	1,372	2,849	2,011	1,847	3,858	1,336	1,336	5,192	4,172